

CNNニュース No.124

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)
国民背番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)



季刊発行
年4回刊

■ 卷頭言 ■ 金融プライバシーを丸裸にする 「給付（還付）つき税額控除」は要らない！ 『公平』目標で複雑化する税制、軽視される『簡素』、『効率』目標

与 野党とも給付（還付）つき税額控／勤労所得税額控除（EITC）導入をうたう。だが、EITCは複雑怪奇で、コスパが悪い。納税者泣かせの仕組みだ。政治や財政当局が、税制をやたらと複雑にすることに熱心なのは問題だ。

わが国では、久しく「不公平な税制をただす」が税制改革（税革）目標とされてきた。結果、税制の「簡素」や「効率」などの目標は背後に追いやられた。「公平」を強調し過ぎると税制を複雑にする。消費税の帳簿方式は「公平」でない。で、コスパの悪いインボイスへ方式の転換が適例だ。税革は「『公平』かつ『簡素』な税制をつくる」が目標でないといけない。

給付（還付）つき税額控除は、税制に社会保障給付を織り込もうとするプランである。「税と社会保障の一体改革」のキャッチ、口当たりはよい。だが、給付（還付）を受けるには、就労（勤労収入）基準・投資所得制限・世帯収入額などをクリアしないといけない。結果、背番号（マイナンバー）で全国民の金融プライバシーを徹底監視する「不幸」な仕組みをつくることになる。給付を受けるには確定申告（還付申告）もいる。

一体化で納税手続をあえて複雑にすることには大きな疑問符がつく。社会保障と税とを分離する現行の仕組みの方が「簡素」である。また、双方を分離しておいた方が「セーフティネット」につながる。

アメリカでは給与所得者を含め全員確定申告す

る。様々な税務支援プログラムが組まれ、大量のボランティアが無償で還付申告を支援している。それでも、給付（還付）つき税額控除（EITC）申告者の25%が過誤申告／不正申告。原因は、EITCは複雑で、働いても貧しい人たち（ワーキングプア）には申告が至難なことがある。当然、税務調査のターゲットになる。調査終了まで還付もない。過誤還付は2年間、不正還付は10年間、資格停止の処分を受ける。だから、適格納税者の2割がEITC申告を敬遠する。

わが国では、給与所得者が大多数は年調で終わる。一方、零細事業者や多くの年金生活者は確定申告が必要。わが国では無償の税務支援体制は未整備だ。こんな状況でEITCを導入したら、機能不全に陥る。納税者の権利は風前の灯になる。

給付（還付）つき税額控除導入を叫ぶ政治家や政党は、税制のグランドデザイン、プランつくりでは、とかく「言うだけ番長」になりがちだ。具体的な制度設計は役人に丸投げが常識。結果、モンスター【怪物】化したものも少なくない。大半の政党・政治家は、無償の申告支援の必要性など考えにないのではないか？

給付（還付）つき税額控除（EITC）は、「給付（還付）は名ばかり」で、国民・納税者の金融プライバシー監視制度に大化けするのは目に見えている。国民・納税者は、今まさに、崖っぷちに立っている。「カタログ商法」に騙されてはならない。「給付（還付）つき税額控除パンデミック」を終息させないといけない。

PIJは、給付（還付）つき税額控除（EITC）導入には反対である。全国民の金融プライバシーを丸裸にし、国家監視につなげるEITCは危ない。コスパが悪すぎる。「簡素」目標にも合わない。

2026年も、PIJのご支援を切にお願いしたい

◆ 主な記事 ◆

- ・卷頭言～「給付（還付）つき税額控除」は要らない！
- ・小市民化する政党・政治家
- ・わが国の租税政策をおさらいする：第1部
- ・わが国の租税政策をおさらいする：第2部
- ・【読者投稿】「高齢者」を新たな「内なる敵」とする愚政

謹賀新年

2026年 1月1日
PIJ 代表 石村 耕治

最新のピース “平和、大好きニュース”

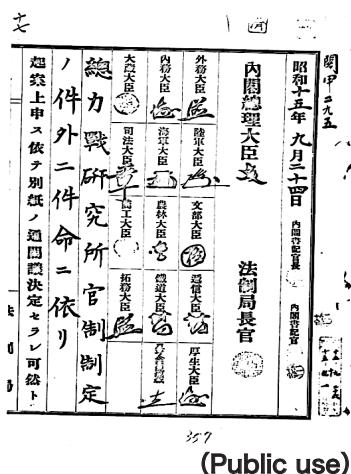
小市民化・ポピュリズム迎合の政党だらけではこの国は衰退する 年収の壁拡大・化石燃料税軽減?世界の世直しはやめたのか?

CNNニュース編集局

政府直轄の調査研究機関「総力戦研究所」の「模擬内閣」は、昭和16年の夏、「日本必敗」の予測を出している。にもかかわらず、真珠湾攻撃し、敗戦した。原爆投下を除き、この予想はほぼ的中した。わが国は、自給自足で経済を回せる大国アメリカと精神主義で戦った。当時の無責任なポピュリズム。それをあまり、大本営発表鶴呑みのリアルメディア。見方をかえると、「無謀」という言葉は完全に封印された。情報鎖国策が焦土化につながった。

SNSが発達した今日でも、この島國の大半の庶民は、地域言語である日本語で生きている。国際語である英語で流れてくるニュースは翻訳されたものが頼みの綱である。フェイクな翻訳がどうかの判断は至難である。ということは、今日でも、日本語が、生の対外情報を事実上遮断する機能を発揮している。

今、世界中がトランプ2.0政権の「相互関税」に振り回されている。わが国も例外ではない。ただ、わが国の保守、リベラルを問わず、アメリカ相手の「相互関税」合戦をしようという政治勢力はいないのではないか。「日本人ファースト」で伸びた政治勢力も例外ではあるまい。ポピュリズム迎合の政治勢力はどこも、小市民化してしまった。「年収の壁拡大・化石燃料税軽減?」で人気投票。小市民化し小粒、まさに木を見て森を見ず、の政策だ。化石燃料税軽減は脱炭素社会に逆行するとは考えない。ガザもロシアのウクライナ侵略もどこか他人事。次世代の地球利益より、目先の



利益しか頭がない。

似たようなツイートがネット空間で反響しない、極大化する現象を「エコーチューバー」という。政府が25年12月の第6次男女共同参画基本計画取りまとめに向けてパブリックコメント（意見公募）行った。そこに、選択的夫婦別姓制度に関する意見が殺到した。で、9割超が導入に否定的だったとのことだ。今や、パブコメは機能不全状態だ。政府がパブコメで世論のガス抜きを画策した時代は終わったのだろう。SNS全盛時代を迎え、政府は、パブコメで庶民の逆襲に合っている。フェイクなエコーチューバーで、公正な意見の収集は至難になっている。

「トランプ2.0政権が相互関税かけるなら日本もアメリカからくるモノやサービスに関税かけろ!」、「在日米軍駐留は要らない! 平和憲法改正して核武装、自主防衛／徴兵制度復活だ!」 SNSにこんなツイートがあふれださないとも限らない。

多党化時代の今日、どの政党も、票が欲しい。SNSで拡散されるこうした勇ましいポピュリズムに迎合しかねない。だから、先の破滅的な戦争の引き金を引いた80年前の教訓は、大事にしないといけない。またこの国が引き金を引くことがあってはならない。逆襲されて、白旗ならぬ赤旗を掲げて降参するのもご免だ。

自給自足で経済を回せない日本であることに変わりはない。平和を説き、世界中の国々との自由貿易で経済を回し生活を豊かにする。この方法しかわが国の豊かな未来はない。小粒な政党・政治家にも、夢のある政策が求められる。

未来志向のSNS発信は大事である。だが、社会を分断するフィルターバブル、エコーチューバー現象は、ケースによっては犯罪を誘発する。言論の自由はみだりに制限してはならない。SNS／ネット空間は自己責任の世界である。となると、各自情報の真偽を見極める力を養わないといけない。メディアリテラシー教育が問われている。

石村 PIJ 代表に辻村祥造 PIJ 副代表が聞く

視界不良！！わが国の租税政策をおさらいする：第1部 車（自動車）にかかる税見直しをめぐる論点整理 ガソリン・軽油暫定税率廃止、走行距離課税（マイレージ税）を射程に

話し手 石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）
聞き手 辻村 祥造（PIJ副代表・税理士）

不 安定な政治が続き、目下、わが国の租税政策は視界不良。消費税減税／インボイス廃止、さらには消費税廃止を唱える党もある。最大野党の立民（立憲民主党）は、消費税減税の旗を降ろしたり上げたりで迷走気味。だが、現金給付＋給付つき税額控除導入には積極姿勢だ。

こうしたなか、与野党が、ガソリン・軽油の暫定税率廃止と給付つき税額控除導入の大合唱をはじめた。そして、暫定税率廃止は実現した。

エンジン車禁止に反対する動きが強く、EVシフトのブレーキがかかっている。脱炭素、環境保護策が後退している。だが、ガソリンや軽油など化石燃料に対する租税を軽減する政策は、将来の人類・納税者をハッピーにしない。

石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が、視界不良のガソリン・軽油暫定税率廃止策について聞いた。

（CNNニュース編集局）

第1部 ガソリン・軽油暫定税率廃止

（辻村）ガソリン・軽油の旧暫定税率廃止には与野党とも積極的である。石村代表、まず、この政治課題についての論点整理をお願いしたい。

（石村）ガソリンへの暫定税率を廃止するのか、軽油も対象とするのか、意見が分かれることろだ。一応、双方とも廃止の方向だ。アバウトに、問題の所在を整理して見ると、次のとおりだ。

《問題の所在》

- ・車（自動車）が費消するガソリン+軽油にかかる暫定税率（「旧暫定税率」、「当分の間税率」ともいう。）の廃止、【さらには2026年4月からの軽油にかかる暫定税率の廃止】が重い政治課題になっている。
- ・一方、暫定税率の廃止にあたっては、代替財源探しも避けて通れない。なぜならば、暫定税率を廃止すれば、国と地方の税収が1.5兆円（国分1兆円／地方分5,000億円）ほど減るからである。
- ・加えて、トランプ関税で自動車業界などからは、車購入段階でかかる「自動車税・環境性能割」の廃止を求める声も強くなっている。消費者の税負担を軽減し、車の購入を後押しするのが狙

いである。

- ・一方、「自動車税・環境性能割」は、車（普通車+軽自動車）の購入者が燃費性能に応じて価格の0～3%の税を負担する。25年度の税収は、おおよそ1,900億円で、すべて自治体に入る。「自動車税・環境性能割」の廃止には、賛否が分かれる。廃止には、ガソリン車の販売・購入の促進にもつながり、環境への負荷も大きいことから後ろ向きの声もある。
- ・さらに、電気自動車（EV）には、車購入段階での自動車税・環境性能割も、燃料購入段階での諸税もほとんどかからない。負担公平の観点から、フリーライダーを野放しにしない。そのため、化石燃料税に替えて、走行距離税（マイレージ税）を導入すべきであるとする意見もある。

◆車（自動車）にかかる税金の基礎知識

（辻村）車（自動車）には、さまざまな税金がかかるが、基本的なことを教えて欲しい。

（石村）それでは、まず、課税主体、つまり税金をかける側について。次のように分けることができる。

【表1】課税主体から見た分類

国税

地方税[都道府県税、市区町村税]

- (辻村) それから税率の表記はどうなのか？
 (石村) 一般に●%（パーセント）が使われる。他の表記も使われる。次のとおりだ。

【表2】車にかかる税率の表記

税率を「百分比(%)」で表記する例

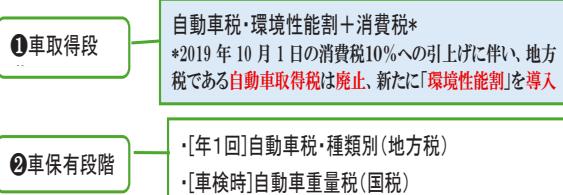
税率を「数量(ℓ、台)」をもとに表記する例

- (辻村) 今般の暫定税率の廃止で問われているのは、「数量(1台)」をもとに表記する例だと思うが。
 (石村) 仰せの通りだ。それから、車（自動車）課税は、次のように、分類される。

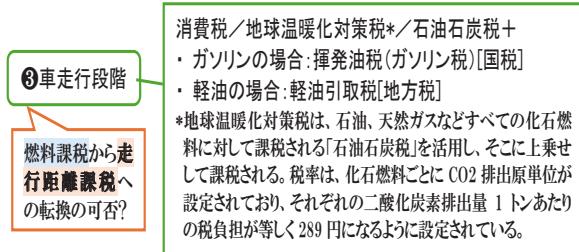
【表3】車（自動車）課税の分類

$$\begin{aligned} \text{①車体課税} &= \text{①車取得段階課税} + \text{②車保有段階課税} \\ \text{②燃料課税} &= \text{③車走行段階課税} \end{aligned}$$

①車体課税



②燃料課税



- (辻村) 「自動車税・環境性能割」についてもう少し詳しく説明して欲しい。

- (石村) やさしくまとめて見ると、次のとおりだ。

【表4】自動車税・環境性能割とは

- 自動車の取得価格をもとに課税：燃費性能に応じて登録車は0～3%、軽乗用車は0～2%で課税。燃費がよい自動車ほど税率が軽減される仕組み。電気自動車(EV)は非課税(0%)。
- なお、2019年10月1日～2021年12月31日までは、環境性能の税率から1%分軽減。新車、中古車双方が課税対象。
- 収取は2,000億円程度

- (辻村) 自動車税・環境性能割の廃止、存続については各界の意見が分かれているようだが。

- (石村) おおまかにまとめて見ると、次のとおりである。

【表5】自動車税・環境性能割に対する各界の意見(賛否)

【廃止積極論】

自動車業界、購入者、通産省 [価格引下げによる産業保護、車購入の奨励]

【廃止慎重論】

- 自治体・総務省 [税収源を危惧]、
- 国公省 [道路の維持管理費の保全]、
- 環境保護派・環境省 [環境破壊・温暖化につながる化石燃料車の販売・購入増の危惧]

◆車（自動車）にかかる暫定税率の所在

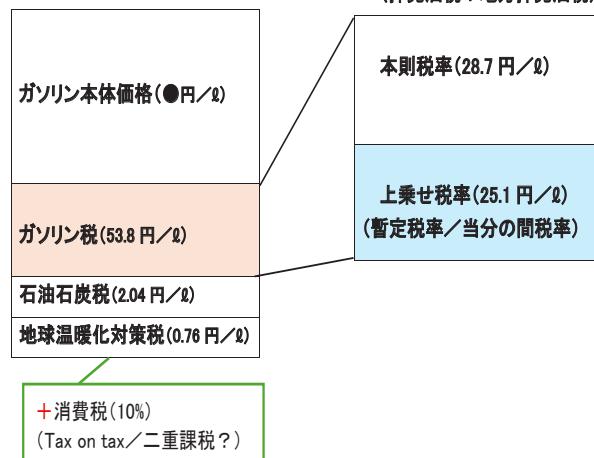
- (辻村) 廃止が呼ばれている車（自動車）にかかる「暫定税率（旧暫定税率／当分の間税率）」とは、ガソリン・軽油価格、ガソリン税・軽油税のなかで、どのような所在にあるのか、教えて欲しい。

- (石村) 図説すると、次のとおりだ。

【表6】ガソリン暫定税率の所在

《ガソリン価格》

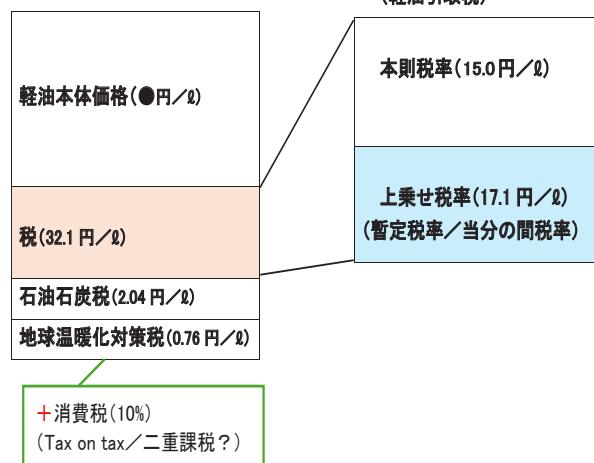
ガソリン税
(揮発油税+地方揮発油税)



【表7】軽油暫定税率の所在

《軽油価格》

軽油税
(軽油引取税)



◆暫定税率廃止のための代替財源の選択

(辻村) 各政党は、暫定税率を廃止すれば、自治体への影響が大きいとしている。代替財源案を示しているようだが。

(石村) 各政党が示す代替財源案は、おおむね次のとおりだ。

【表8】政黨が示す暫定税率廃止に伴い想定される代替財源の種類

- ・税収の上振れ（2024年度：3.8兆円）、
- ・外為特別会計などの剩余金、
- ・租税特別措置の廃止・縮減、
- ・車体課税（2.7兆円のうち2.3兆円が地方財源）の強化、
- ・金融所得課税の強化、または、
- ・その他

(辻村) 暫定税率廃止、消費税減税などでは恒久的な減収減になる。代替財源を探し出すことは不可欠な課題だ。現金給付、補助金や補正予算の場合のように単年度支出とは違うからだ。

(石村) ポピュリストの減税主張は、とかく財源探しは後回しにされがちになるのは確かだ。ただ、財源を探し出せて、試算ができる、その数字は腰だめで、不確かなことも少なくない。

◆ガソリンの暫定税率問題の推移

(辻村) ガソリンの暫定税率問題のヒストリーについて、教えて欲しい。

(石村) 問題の推移は、アバウトに表にすると、**【表9】** のとおりだ。

◆主要国における走行距離課税の動き

(辻村) 地球温暖化は、驚くほど急激に進んでいる。近年の異常気象の主な原因とされる。各国とも、「脱炭素化社会」構築に向けて、従来の燃料車から電気自動車（EV／BEV）への転換（シフト）、つまり「EVシフト」を急いでいる。EVシフトすると化石燃料税では税収が確保できなくなる。そこで、化石燃料税に替えて、走行距離税（マイレージ税）を導入する動きが強まっているようだ。主要国の動きを教えて欲しい。

(石村) EVシフトは、トランプ2.0政権の誕生などで、一進一退の状態だ。主要国における走行距離課税導入の動きをアバウトに表にすると、**【表10】** のとおりだ。

【表9】ガソリンの暫定税率問題の推移

項目	概要
1974年 暫定税率導入	道路特定財源／暫定措置／度々更新
2008年 暫定税率期限終了（3／31） 暫定税率復活（5／1～）	急激なガソリン価格上下変動の繰返し
2009年 道路特定財源～一般財源化	課税ベースは持続
2010年 「当分の間税率」の名称に	形式上暫定税率廃止／課税ベースは持続
2010年 トリガー条項の導入	ガソリン価格が3か月連続で160円／lを超えると、上乗せ課税（25.1円／l）を停止。発動後に価格が3か月連続で130円／lを下回ると上乗せ課税を再開
2011年 トリガー条項の凍結	東日本大震災後の復興財源の確保
2022年 ガソリン補助金制度（燃料油価格激変緩和対策事業）導入	導入当初は上限5円／lで、期間限定。更新、拡大
2022年 トリガー条項凍結解除に向けた協議（自公・国民）	トリガー条項凍結解除は見送り
2025年 与野党6党が年内早期にガソリン暫定税率廃止で合意。野党7党が「11月からの廃止」法案を衆院提出	野党案では現行のガソリン1lあたり10円の定額補助を、暫定税率の上乗せ分と同水準の25.1円まで引き上げたうえで11月に廃止する。

【表10】主要国における走行距離課税の主な動向

国	主な動き
アメリカ	一部の州（オレゴン、ユタ、ヴァージニア、ハワイ）でEVなどに対する走行距離課金を実施。
ドイツ	重量車を対象に走行距離課金を実施。
オランダ	乗用車に対する走行距離課金の導入を検討したものの、導入中止。
フランス	重量車に対する走行距離課税を検討したものの、導入中止。
イギリス	自治体レベルで走行距離課金を検討。

続き

国	主な動き
ニュージーランド	重量車、ディーゼル車、EV を対象に走行距離課金を実施。
オーストラリア	ビクトリア州が走行距離課金を導入した。しかし、その後裁判所の違憲判断で中止。他の導入州も、違憲判断を受け中止。中止した諸州は、連邦に走行距離課金を導入するように提案。

◆ EV とは何か

(辻村) 「EV（電気自動車／Electric Vehicle）」といつても、いろいろな種類があるようだが。

(石村) EV は、大きくわけると、次の4つ（【表11】）である。車種の例などで不確かなところもあるが、参考にして欲しい。

◆ EV の普及と電力インフラ整備の課題

(辻村) 中国や北欧諸国などに比べると、わが国のEV（電気自動車）の普及率はまだまだの感じだが。

(石村) そのとおりだ。急速充電インフラ整備などの面で視界不良が主な理由だ。EVの充電に家庭用電源を使うのは、現実的ではない。爆食いの電気をしっかりカバーできる発電施設、ステーションなどの整備も重い課題だ。

(辻村) AIの普及など社会全体のデジタル化に伴い、大量の電気供給網つくりが重い課題になっているのと似ているように見えるが。



(石村) 指摘のとおりだ。アメリカ発のイノベーション、先端技術を応用した新システムはいずれも、地球環境にやさしいとはいえない。なぜならば、各種クラウドファンディングのデジタルシステムやチャットGPTをはじめ各種AI（人工知能）の常時稼働、ビットコインやイーサリアムをはじめとした各種アルトコインが構築する巨大なクリプト・マイニングファームの常時稼働、企業の帳簿書類データのクラウド（cloud）保存、いずれも莫大な電力消費を伴うからだ。

(石村) 次々と登場する先端技術を応用したデジ

【表11】電動車の分類

①電気自動車 (EV=electric vehicle / BEV=battery electric vehicle)

エンジンが搭載されていない電気を蓄えるバッテリーとモーターで動く自動車【EV / BEV / EV の車種の例：トヨタ bZ4X、日産、リーフなど】



②水素燃料電気電池自動車 (FCV=fuel cell vehicle / FCEV=fuel cell electric vehicle)

水素を燃料とする電気電池自動車。FCEV とは Fuel Cell Electric Vehicle の略で、邦語では水素燃料電気電池自動車 (FCV / FCEV) という。水素を燃料として燃料電池で発電し、モーターを回して走るという仕組み。CO₂を排出しないエコカー。FCV (fuel cell vehicle) ともいう。オーストラリアでは、(HEV=hydrogen vehicle / hydrogen electric vehicle) と呼ばれる。【FCEV の車種の例：トヨタ MIRAI など】



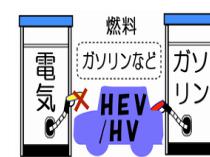
③プラグインハイブリッド車 (PHV / PHEV=plug-in hybrid electric vehicle)

ガソリンを使うエンジンと電気を蓄えるバッテリーとモーターの両方で動く自動車。
③ PHV は、① EV と ④ HV の中間的な存在。
④ HV とは異なり、外部から充電が可能。※オーストラリアでは PHV は補助金対象から除外された。環境負荷が大と判断されたため。【PHV / PHEV の車種の例：三菱アウトランダー PHEV、トヨタ ハリアー PHV など】



④ハイブリッド車 (HV / HEV=Hybrid Electric Vehicle)

動力源としてエンジンと電気モーターの双方を搭載し、減速時のエネルギーを利用したりエンジンで発電機を回すことによってバッテリーに充電される仕組み。外部からの充電は不可。【HEV / HV の車種の例：トヨタ プリウス、日産 ノート、ホンダ フィットなど】



タルシステムは電力をバク食いする。アメリカは、この膨大化する電力消費量、偶発的な大停電に対応するのに苦慮している。火力発電所の

廃止は延期された。原発の新設計画も自ら押しである。増える電力需要に、地球温暖化対策、環境対策は後手にまわっている。異常気象、相次ぐ山火事、風水害などの多発で、人類の永続的な生存が危ぶまれている。

(辻村) たしかにEV(電気自動車)の普及も、電力をバク食いにつながるはずだ。私どもは、EV普及のプラス面に加え、マイナス面もしっかり考えないといけない。エネルギー源の多様化も忘れてはならない視点だということではないか。

(石村) この辺については、後に詳しく点検したい。

■ビットコインの巨大なクリプト・マイニングファーム



(Public use)

◆走行距離(マイレージ)課税／課金政策の選択と多重負担

(辻村) 走行距離課税(マイレージ)／課金の導入にあたり、多重負担が問われるようだが。

(石村) ガソリン(軽油を含む。以下同じ。)には、個別消費税がかかり、個別消費税込みの価格に10%の消費税(付加価値税)がかかる。二重課税(tax on tax)ではないかとの指摘がある。同様に、走行距離課税／課金を導入した場合に、その額に10%の消費税がかかるのであれば、二重課税、あるいは多重負担になるのではないかと見方がある。

(辻村) 確かに、現行の高速道路の通行料金(高速料金)には、10%の消費税が上乗せされている。

(石村) この辺の問題はしっかり議論する必要がある。

【表12】走行距離(マイレージ)課税／課金政策選択における多重負担の問題

- 現在、名称が国民保険税か国民保険料かを問わず、消費税(10%)は上乗せされない。
- 一方、高速道路／有料道路(toll roads)通行料金(charge/fee)には消費税が上乗せされている。
- 一般公道(public roads)の走行に走行距離(マイレージ)税／課金を導入するとする。
- この場合、走行距離(マイレージ)税／課金に消費税を上乗せするのか?さらに、有料道路の

走行には、「通行料+走行距離税／課金」に消費税を上乗せするのか?・重税政策が1人歩きすると、経済／産業に多大な影響を及ぼす。

- この面での租税政策判断は、国の役所主導ではなく、自治体を含め、広範な国民的な議論、参加が必要である。
- ちなみに、アメリカでは連邦レベルでの消費税(VAT/GST)が導入されていない。このため、走行距離(マイレージ)税／課金(RUC)に対する消費税上乗せの議論はない。また、おおむねパイロット段階にある諸州のRUCには、個別消費税(売上税など)は課されていない。
- 一方、オーストラリア諸州が導入する走行距離(ZLEV)課金【ただし、連邦裁判所は、州が「課金」の形式で導入しても、実質は「税」であり、州はこの種の消費税を課す権限を有しないとの理由で当該課金を違憲・無効と判断。】では、連邦(Commonwealth)の消費税(10%のGST)は上乗せされていない。

(石村) 問題のポイントを簡潔にまとめて見ると、次のとおりである。

【表13】消費税と走行距離(マイレージ)税／課金との二重課税／重複負担問題

現行の高速道路/有料道路料金(課金)	+消費税(10%)
①自動車走行距離(マイレージ)課金	+消費税(10%)or 非課税
②自動車走行距離(マイレージ)税	+消費税(10%) [二重課税]

(辻村) 走行距離(マイレージ)税／課金と消費税の二重課税／重複負担は、一般の人たちには見えにくい論点だ。EV車が主流になり、走行距離(マイレージ)税／課金導入が必要となれば、しっかり議論しないといけない論点だ。

(石村) しっかり議論しても、政治が、法制つくりを行政府の役人に丸投げしてしまう危険がある。政府立法を担う行政政府の役人は概して狡猾だ。自らの配下にある有識者会議とかを操って、車の所有者の二重課税／重複負担は当り前の仕組みをつくった怖れがある。

(辻村) 走行距離(マイレージ)課金を導入し、消費税をかけないデザインでないといけないのではないか。税の専門家でも、見逃しがちなポイントだ。

◆豪州ビクトリア州のZLEV課金の特質・後発の練れたモデル

(辻村) 近年、オーストラリアでは練れた走行距離(マイレージ)課金モデルを導入したと聞くが。

(石村) オーストラリアのビクトリア(VIC)州は、「2021年ゼロエミッション車及び低排出車に対する対距離課金法(ZLEV Act=Zero and Low Emission Vehicle Distance-based Charge Act 2021)」(ZLEV課金法)を制定した。ZLEV課金法は、燃料税を負担していないEV等を対象に、2021年7月から走行距離(マイレージ)課金を実施するのが狙い。

【表14】VIC州のALEV課金の特徴

- 電気自動車(EV)やハイブリッド車(HEV)など連邦の燃料税を払わないで公道を走行する人(フリーライダー/ただ乗り者)に、応分の負担を求めることが目的
- GPS、スマホ、データポートなど「ハイテク」を使わず、プライバシー侵害、人権、デジタルリテラシー、デジタルデバイド(情報技術格差)に配慮し、「ローテク」、「簡素」な走行距離計(オドメーター)を利用し、メーター値に基づく公道使用課利用料を採用したモデル。市民が公道を自由に匿名で走行する権利(自由権)の尊重に重い比重を置くモデル
- 連邦の燃料「税(tax)」との競合を避けるために、州が「課金(charge)」として賦課するモデル
- 経済的弱者や非居住者など銀行口座のない人のことも考慮し、課金(ZLEV)の窓口納付も可能な制度設計。
- 具体的には、走行距離1kmあたり、EVやFCVには2.5セント(0.025オーストラリアドル)、PHVには2.0セント(0.02オーストラリアドル)を課金するもの。

Vehicle Type	Proposed charge
Electric, other zero emission vehicles and hydrogen vehicles	2.5 cent/km
Plug-in hybrid electrical	2.0 cent/km
Conventional hybrid	N/A

★①電気自動車(EV)その他ゼロ排出自動車(ZEV)+②水素自動車(HEV)
★走行距離1kmあたり2.5セント(2022年)

★④一般ハイブリッド車(HV)
★走行課金なし

★③プラグインハイブリッド車(PHV)
★走行距離1kmあたり2.0セント(2022年)



(辻村) 「ZLEV課金」と呼ばれるようだが、わかりやすくいうと、どういう仕組みなのか。

(石村) ZLEV課金の仕組みでは、デジタルデバイド(情報技術格差)問題にも配慮し、「GPS/スマホ/データポート使用のハイテク・モデル」は採用していない。ローテク・モデルだ。それから、ZLEV課金の対象となるのは、化石燃料税を払っていない車(自動車)だ。つまり、ガソリン/ディーゼル油/LPGのような化石燃料を使わない電気自動車(EV)や水素自動車(HEV)が課金の対象だ。ZLEV課金の仕組みをわかりやすい図表にすると、次のとおりだ。

【表15】ZLEV課金の対象となる車かどうか？



(辻村) ZLEV課金は、効率的な仕組みのようだが、うまくいっているのか。

◆連邦裁判所のZLEV課金違憲判決で頓挫

(石村) 実は、連邦裁判所が、州が採用するZLEV課金(法)は連邦憲法違反だと判決をくだした。このため、すでにZLEV課金を導入していた州や導入を検討していた州は、この課金を廃止した。その経緯は、次のとおりだ。

【表16】ビクトリア州ZLEV課金違憲訴訟の経緯と諸州・連邦の対応

【原告の訴え：VIC州ZLEV課金は違憲・無効】

・2021年9月に、ビクトリア州の住民(+連邦政府)が走行距離ベースのZLEV課金(NLEV)の根拠法(ZLEV Act)は、連邦憲法に違反するとの理由で、ビクトリア州を相手に裁判を起こした。バンダーストック対ビクトリア州(Vanderstock v. The State of Victoria)事件である。

- ・本件原告 (Kathleen Davies, Chris Vanderstock) は、ビクトリア州政府（州政府）を相手に次のように訴えた。(1)①ZLEV 法(ZLEV Act) のもとで、ZLEV 課金 (ZLEV charge) の名称で、実質的に物品税 (excise) を課している。②しかし、連邦憲法 90 条は、物品税 (excise) を課す権限を連邦議会の専属的な権限であると規定している¹。③このことから、ZLEV 法は連邦憲法違反である。[ZLEV 課金は、購入時点後に消費される物品 (goods) に対して州が課す租税にあたるのか？]
- ・加えて、(2) ①ビクトリア州政府は、ZLEV 対象となる車の所有者（登録運転者）が他の州や準州の道路を走行した場合にも、道路課金をすることになっている。②これは、他の州や準州の課税権や課金する権利を侵害することになっており、違法である。

【裁判所の判断：原告の訴え容認／ ZLEV 課金は違憲・無効】

- ・2023 年 10 月 18 日に、連邦最高裁判所 (High Court of Australia) は、ZLEV 課金を違憲・無効とした。理由は、ZLEV 課金は、連邦政府だけに課税権が附与されている「物品税」として実質的に構成されており、州政府による課税は無効であるとのことである (hca-30-2023-10-18.pdf)。

【判決後の州の対応】

- ・連邦最高裁判決を受けて、ビクトリア州は走行距離課金を中止し、納付済額の返戻を行った。



- ・諸州は、ZLEV 法の廃止／施行の延期を延期した。①ニューサウスウェールズ州や②西オーストラリア州は、ビクトリア州と同様の ZLEV の 2027 年開始を延期した。③南オーストラリア州は、同州の EV 課金法 (SAEVLevy Act / SAMotorVehicles(Electric Vehicle Levy Amendment Act) / ビクトリア州の ZLEV 法と同様の内容の法律) を廃止した。④一方、クイーンズランド州やタスマニア州の司法長官は、ビクトリア州の EV 課金法を支持している。
- ・また、これら判決の影響を受けて ZLEV 課金を

中止した州は、連邦政府に対し、連邦レベルで走行距離課金の導入を働きかけている。

- ・連邦の新労働党政権は産業界や生活者の負担が大きく、政府の徴収コスト負担が重いとの理由で ZLEV 課金に反対。一方、連邦の自由党保守連立政権（連邦の旧政権）は、各州が独自で EV やハイブリッド車に対する州や準州の走行距離ベースの ZLEV 課金 (Zero and Low Emission Vehicle Distance-based Charge) の導入を支持してきた。

- ・しかし、2022 年 4 月に政権交代があり、新たに誕生したアルバニーズ労働党政権（連邦の政権）は、ZLEV 課金制度を支持しない立場をアナウンスした。

【連邦労働党政権の ZLEV 課金導入に対する反対理由】

- ・EV の普及を先読みし、州や準州が独自の ZLEV 課金を導入してきている。燃料効率車の普及も重なり、連邦が賦課徴収してきた燃料にかかる個別消費税源 (fuel excise revenue) 【1 リッターあたり 44.2 セント】が浸食されてきている。

(辻村) 順調に進むのは、ZLEV 課金に対する連邦政府と州政府の間の税源確保争いがあるようだ。これに加え、ZLEV 課金が、連邦ではなく、州単位で導入されると、税負担の不公平が生じることが理由のようだが。

(石村) 指摘のとおりだ。それに、オーストラリアは人口が少ないが国土は広大である。電気自動車 (EV) や水素自動車 (HEV) を普及するにしても、急速充電インフラや水素ステーション (水素燃料提供インフラ) の整備が要る。莫大な投資は避けられない。

(辻村) インフラ整備しても、コストパフォーマンスがよくないというわけだ。当面ハイブリッド車 (HEV / HV) が主役とならざるを得ない事情にあるわけだ。

(石村) そう見てよい。EV の普及を先読みした州や準州が独自の ZLEV 課金システムは時期尚早ということだろう。

◆化石燃料税から走行距離税（マイレージ税）への転換めぐる論点整理

(辻村) ガソリン・軽油の暫定税率廃止法は成立しましたが、ポピュリスト減税の臭いがプンプンするが。

⁴ オーストラリア連邦憲法（以下「連邦憲法」という。）のもと、連邦も州（準州も含む。以下同じ。）も租税を課す権限を持っている。しかし、連邦憲法 90 条は、関税 (duties of customs) や物品税 (excise) を課す権限を連邦のみに付与している。

(石村) ガソリン・軽油の暫定税率廃止は、環境破壊・温暖化につながる化石燃料車の販売・購入の促進につながる課税政策で避けないといけないとする意見もある。ガソリン車が出す排気ガスが年々気候を悪化させる一因になっている現実を忘れてはならない。また、道路税源の確保も大事である。いずれ化石燃料税から走行距離税(マイレージ税)への転換は避けられないと思う。

(辻村) 石村代表、最後に、走行距離税(マイレージ税)への転換について論点整理をお願いしたい。

【表17】化石燃料税から走行距離税(マイレージ税)への転換めぐる論点整理

- ・2015年に、COP(国連気候変動枠組条約締約国会議)で採択されたパリ協定で、「脱炭素化社会」の構築に向けて「2050カーボンニュートラル、ネットゼロエミッション計画」が採択された。わが国は、その実現を目指し、2030年度に、2013年度比で、温室効果ガスを46%削減、さらに50%削減に向けて挑戦し続けている。各国とも、「脱炭素化社会」構築に向けて、従来の燃料車から電動車、さらには電気自動車(EV／BEV)への転換(シフト)、つまり「EVシフト」を急いでいる。
- ・一方で、各国とも、クルマ社会の重要なインフラである道路の財源を久しく、各種の化石燃料税に依存してきた。しかし、EVは、エンジンがなく、モーターで走行する。ということは、電気は必要であるが、ガソリンなどの化石燃料を必要としない。
- ・EVシフトにより、既存の自動車税制下では、電気自動車の登録運転者は、化石燃料税を負担しないで済むことになる。これでは、ガソリン車などの登録運転者から見れば、電気自動車の登録運転者は、道路財源の公正な負担(fair share)をしない、いわば「フリーライダー」のように映る。
- ・そこで、各国は、急速に進むEVシフトの将来を見据えて、「自動車燃料税」から「自動車走行距離(自動車マイレージ)税／課金」へのシフト(転換)で、サステイナブルな道路財源確保のソリューション(解決策)を探っている。
- ・ただ、自動車燃料税を負担している車両／登録運転者に、新たな自動車走行距離税／自動車マイレージ税を負担させると、「二重負担／ダブルディッピング(double dipping)」が問題になる。
- ・また、2024年統計で、わが国での自動車販売におけるEVの販売実績は2.8%で、韓国9.2%より低い。
- ・アメリカは10%、オーストラリアは13%。中国は48%、ドイツは19%である。
- ・一方、北欧諸国は、ノルウェーは92%、スウェー

デンは58%、デンマーク56%と普及率は高い【Global EV Outlook 2025】

- ・イギリスは、2030年にガソリン車の販売を禁止し、2030年のEV販売目標を50～70%に設定している。
- ・これに対して、わが国は、2035年に電動車100%、2030年のEVやPHEVの販売目標を20～30%に設定している。
- ・わが国は、「完全EV化」という点では、足踏み状態にある。わが国の自動車関連就業人口はおよそ530万人、EVシフトは、産業構造、就業人口に大きな影響を及ぼさずにはおかないとが背景にある。
- ・また、走行距離課税／課金へのシフトが、「レベニュートラル(財政中立)ないし減税になるのか政策立案当局の不透明、説明不足で、登録運転者の理解を得る努力を欠いていることもある。
- ・さらに、グローバルに見て、わが国の自動車課税が高すぎるとの批判もある。
- ・いずれにしろ、トランプ関税でも痛めつけられている自動車産業で働く者をどう護るのか、リスクリングなども含め抜本的な政策が不透明である。
- ・また、消費者サイドから見ても、急速充電インフラ、水素燃料提供インフラなどの整備でも視界不良である。
- ・こうした状況のもと、わが国でも自動車関係税の見直しは、今後の検討課題となっている。
- ・2024(令和6)年度与党税制改正大綱によれば、その際に考慮すべき点は、2050年カーボンニュートラルの目標達成、保有か利用への移行、環境変化に対応したインフラ整備の必要性など多岐にわたる。
- ・エコカー減税は24年1月から段階的に基準を厳しくし、25年5月には、優遇対象からガソリン車を事実上外すことになった。
- ・その一方で、二酸化炭素(CO₂)の排出量に応じて企業に負担を求める炭素税は22年度改正に統いて棚上げにした。
- ・また、EV税制は走行距離／マイレージに応じた課税案などに警戒が強く、3年後に枠組みを示すことで折り合った。
- ・わが国の自動車業界は、世界のEV化の流れから大幅に遅れをとっている。地球温暖化をもっと深刻にとらえ、グリーン対応で成長する自動車課税の制度設計でも遅れをとっているように見える。
- ・燃料税から走行距離税／課金へのシフトにおいて、納税者／消費者／自動車運転者サイドからは、①「『税』か『課金』かの選択」、②「二重課税／重複負担」、③「ローテクかハイテクか」、④「プライバシー／人権保護」、⑤「レベニュートラル」、⑥「自治体の自主財源確保」などが最も重い課題である。

(辻村) 石村代表、問題点がよくわかつた。わが国でも、燃料税から走行距離税／課金へのシフトが問われるはずだ。

PIJは、シフトにあたっては、④「プライバシー／人権保護」の問題を重く受け止めないといけないと思う。

(石村) 私もそう思う。走行距離（マイレージ）税に大きく転換するのは時代の流れかも知れない。だが、その際には効率性が叫ばれるだろう。で、走行距離（マイレージ）をGPS（全地球測位システム）で測定するハイテク・モデルの採用が当然視されるのではないか。だが、この種のハイテク・モデルは、車の運転者のプライバシーへのインパクトが強い。なぜならば、当局が走行データに容易にアクセスできるようになるからだ。走行データの使い方への法的コントロールが問われる。監視社会化につながるからだ。

(辻村) 確かに、走行データベースの使い方の法的規制問題は大事だ。ハイテク・モデルは、現在のNシステム（自動車ナンバー自動読取装置）に比べ、格段にプライバシーへのインパクトが大きい。

(石村) ハゲタカではないが、IT企業は、GPS式のマイレージデータシステム導入で市場拡大／棚ぼた利益を期待するだろう。諸

外国では、走行距離（マイレージ）税／課金導入については④「プライバシー／人権保護」が重く受け止められている。

(辻村) わが国では、多くの政策が、人権論大嫌いの役所（行政）主導で決められる風土にある。今後、走行距離（マイレージ）税／課金導入も必ず俎上に上るはずだ。**PIJ**のような、プライバシーを重視する市民団体は、この辺の活発な議論をしないといけないと思う。

走行距離課税（走行税）とは？



(Public use)

Nシステム



(Public use)

◆EVやFCVへの自動車重量税負担増の動き

(石村) 総務省が集めた有識者会議は、10月6日、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）をターゲットにした車体課税を重くする提案をした。26年度税制改正に合わせて、報告書を出し、車体課税増税案を盛り込もうという魂胆だろう。

(辻村) EVやFCVは、燃料税がゼロでフリーライダーになっている。それに、現行はエンジンの排気量に応じて税負担が増える仕組みとなっている。EVやFCVはエンジンがないため、最も低い年2万5,000円を適用している。公平負担の観点から、車体課税、とりわけ車保有段階で課される自動車重量税を重くするプランだろう。

(石村) 現在は車の保有者が毎年支払う自動車税の種別割はEVやFCVについてはガソリン車よりも低く、税額は一律となっている。最近、とりわけEVで重量の高級車が増えている。そこで、重量で差を設け、道路維持財源を確保しようということだろう。それに、EVやFCVの新車は車両が重いほど価格が高くなるようだ。車両の重量は車検証への記載事項となっており、把握しやすい点も考慮したのだろう。

(辻村) ガソリン車の場合、排気量が大きいほど高額だ。だから、排気量が基準だと、資産価値に見合った課税ができる。ところが、EVやFCVの場合には違う。車体の価格がどんなに上がっても税額が変わらない。だから、不公平をただすということだろう。

(石村) 「フリーライダー対応は必要だが、走行距離（マイレージ）税／課金へのシフトは時期尚早」。これが、総務省の役人の判断だろう。わが国は、自動車産業も保護しないといけないこともあり、化石燃料車やハイブリッド車がいまだ主流だ。

ただ、ガソリン税・軽油税の暫定税率廃止策、それから、EVやFCVへの自動車重量税負担増策のような「ミクロ」の自動車税いじりにより、目先の公平を確保できるかも知れない。だが、走行距離（マイレージ）税／課金へのシフトなど、「マクロ」の自動車税／課金のあり方の検討が確実に後ろ向きになっている。

(辻村) この点の検討がスタッフしているのは、急速充電インフラ、水素燃料提供インフラなどの整備面で視界不良なこともある。いずれにしろ、自動車産業刷新育成策や自動車税政策が貧しいと、環境への負荷がますます重くなるのは避けられないのではないか。

(石村) わが国でも猛暑が長引き、各地での豪雨被害も年々増えてきている。また、世界中から、熱波や干ばつ、大規模洪水のニュースが頻繁に届く。こうした気候変動は明らかに「地球温暖化」によるものだ。地球温暖化の「犯人」は二酸化炭素(CO₂)なのだ。CO₂の排出につながる化石燃料車やハイブリッド車から、EVやFCVへのシフト、それを促進するためのベストな自動車税政策が求められているのではないか。

もちろん、EVシフトで、使用済みバッテリーの処理も重い課題だ。EVのエネルギー源となる駆動用バッテリーには、高価なリチウムイオンバッテリーが使われている。アメリカでは、2040年の廃棄リチウムイオンバッテリーは、EVのものだけで年間400万トンにもなると見積もられている。

(辻村) 自動車用バッテリーのリユースとリサイクルが重い課題なわけだ。

(石村) 中国など多くの諸国では、原野のあちこ

ちに大量の廃棄リチウムイオンバッテリーが山積みになっているようだ。高率性のよいバッテリーが開発されると、旧型は廃

棄物になる。大量に廃棄・放置され、火災などの事故も多発している。

(辻村) 一方、「ガソリン税・軽油税の暫定税率廃止」では、「CO₂削減はまるで他人事」。あまりにも偏狭／近視眼的だ。「手取りを増やす」と同類で、小市民的。島国での鎖国論、『日本人ファースト』の流れの1つのように見える。

(石村) 「コップの中の嵐」で生きる政党や政治家がウジャウジャでは、この国はますます縮む。

(辻村) 石村代表、非常の先見性のある数々の指摘に感謝申し上げる。



(Public use)

【参考資料】

- ・石村耕治「EVシフトと道路財源：自動車燃料税から自動車マイレージ税／課金への転換と人権」白鷗法学24巻3号(2018年1号)白鷗大学機関リポジトリ
- ・石村耕治「EVシフトと道路財源 EV Shift、人権～自動車燃料税から自動車走行距離税／課金へのソリューション」TCフォーラム研究報告2023年1号(2023年2月)PowerPointプレゼンテーション
- ・佐藤良／三浦啓「諸外国の自動車関連税(資料)」レファレンス(2025年1月／国立国会図書館)
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13982601>
- ・新家義貴「暫定税率とは何か - 歴史的経緯と今後の課題」Economic Trend(2025年8月12日／第一生命経済研究所)
<https://www.dlri.co.jp/files/macro/495361.pdf>
- ・Adrian Chek, et al., "EVs and excise: constitutional challenge to Victoria's electric vehicle road user charge," Allens(24 January 2023) EVs and excise: constitutional challenge to Victoria's electric vehicle road use
- ・Anthony Gray, "Federal fiscal relations after Vanderstock," (Paper on Parliament / 3 May 2024) Federal fiscal relations after Vanderstock
- ・石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(2017年、財経詳報社) 582頁以下
- ・石村耕治「アメリカの納税者権利章典を読む」(2020年3月／7月改定版) TCフォーラム研究報告2020年1号
- ・石村耕治「アメリカの連邦納税者権利擁護官サービス(TAS)」TCフォーラム研究報告3号(2020年7月) TCフォーラム研究報告2020年3号
- ・「給付(還付)つき税額控除をめぐる税財政法の課題：アメリカの「働いても貧しい納税者対策税制を検証する」白鷗法学15巻1号
- ・CRS, "The Earned Income Tax Credit (EITC): How It Works and Who Receives It," (updated Nov. 12, 2023)
- ・Francine J. Lipman, "Symposium: Tax Advice for the Second Obama Administration," 40 Pepp. L. Rev. 1173 (2013)

石村 PIJ 代表に聞く

視界不良！！わが国の租税政策をおさらいする：第2部

消費減税（+インボイス制度廃止）潰して、 給付（還付）つき税額控除導入

そもそも「給付つき税額控除」は
「簡素・効率的な税制原理／改革目標」にマッチしない！！

あなたは、本当に、全国民の金融プライバシーを
国家（課税庁）が背番号（マイナンバー）で一元監視する
複雑怪奇な「給付つき税額控除」に賛成するのか？

話し手 石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

聞き手 菊池純（PIJ 任運営委員・税理士）

不 安定な政治が続き、目下、わが国の租税政策は視界不良。だが、与野党は、ガソリン・軽油の暫定税率廃止に続き、給付つき税額控除導入の大合唱をはじめた。最大野党の立民（立憲民主党）は、消費税減税の旗を降ろしたり上げたりで迷走気味。ところが、現金給付+給付つき税額控除導入には積極姿勢だ。

「給付（還付）つき税額控除」は、税制と社会保障給付の一体化で「公平」に資するものとのふれこみである。だが、わが国で導入が叫ばれる「給付（還付）つき税額控除」とは、実質、「勤労所得税額控除（EITC）」を指す。EITCは、きわめて複雑な仕組みだ。この種の還付申告は必ずしもフレンドリーなものではない。租税の基本原則、税制改革の目標の1つである「簡素

(simplicity)」とぶつかる。また、EITCは、國家が背番号（マイナンバー）で全国民の金融プライバシーを一元監視することにもつながる仕組みだ。税制を複雑にする、あるいは国民のプライバシー権を常時侵害する政策は、国民・納税者をハッピーにしない。わずかばかりの給付を受けるのに、働いても貧しい国民・納税者に煩雑な還付申告を強いる、税務調査漬けにする給付（還付）つき税額控除導入には賛否が分かれる。

石村耕治 PIJ 代表に、菊池純 PIJ 常任運営委員が、視界不良の給付（還付）つき税額控除（EITC）について聞いた。

（CNNニュース編集局）

第2部 給付つき税額控除導入で「消費減税」の論点潰し

（菊池）もう1つ視界不良の租税政策がある。それは、与野党が一斉に大合唱し出した「所得税への給付（還付）つき税額控除導入」だ。こうした「給付（還付）つき税額控除導入」の大合唱の動きは、どうとらえたらよいのか。

（石村）確かに最大野党の立民の動きは怪しげだ。そもそも、現在の立民執行部の面々は、消費増税万歳派であったことを忘れてはならない。連中は、

消費税減税（食料品へのゼロ税率）の旗を降ろしたり、上げたりだ。数年定額給付をし、その後給付つき税額控除を導入するプランを与野党間で協議するとも言い出した。立民の税革の着地点はよく見えてこない。

（菊池）立民は本心では「消費減税」を論点でなくすることを狙って、言っているんでは？

（石村）そういうことだろう。消費税の枠内での対応策、消費税減税やインボイス制度廃止の主張を止めて、消費税の枠外での逆進性対応策「所得税への給付（還付）つき税額控除」を選択する方向を目指しているのだろう。

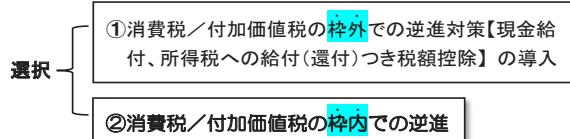
(菊池) いずれにしろ、給付（還付）つき税額控除の制度設計にはかなりの時間を要する。制度を稼働させるのは至難だと思うが。

(石村) 納付（還付）つき税額控除の制度設計にだけでも数年は必要ではないか。だから、立民を含め政治は、制度ができるまでつなぎで、期限の現金給付を持ち出したりで、ぐらついている。

【表1】消費税（VAT／GST）の逆進対策としての給付つき税額控除の選択とは

- ・消費税／付加価値税（GST／VAT）は逆進性が強い税金である。逆進性解消策を講じるとする。この場合、大きく次の選択が可能である。

■消費税／付加価値税の逆進性解消策の選択



①消費税／付加価値税の枠外での逆進性解消策とは

- ・カナダは、1991年に消費税（GST）導入時に、所得税に還付（給付）型の「低所得世帯向けにGST税額控除」（Goods and services tax credit）を導入。所得のない人にも一定額を申告で給付（還付）を開始。

また、2019年に、従来の勤労所得給付（WITB=Working Income Tax Benefit）を整備し、「国民勤労者給付」（CWB=Canada Working Benefit）を導入。

- ・韓国は消費税／付加価値税（10%の単一税率）の逆進性解消策として、アメリカの給付つき税額控除（EITC）に倣って、2008年に「勤労奨励税制（韓国版①所得税への給付（還付）つき税額控除）」を導入、2009年9月から給付開始。

②消費税／付加価値税の枠内での逆進性解消策とは

- ・消費税／付加価値税の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがある。

■消費税の枠内の逆進対策

- ①複数税率（標準税率および基礎的飲食料品など生活必需品等への軽減税率）の採用
- ②基礎的飲食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③基礎的飲食料品など生活必需品等へのゼロ税率の採用

*基礎的飲食料品に加え、女性用生理用品（タンポン）などを含む意味で、「生活必需品等（daily necessities）」という言葉を使う国や地域もある。

（1）非課税措置の所在

- ・「非課税取引」～大きく①資本取引・金融取引と、

②政策的配慮によるものに分かれる。②政策的配慮による非課税取引は、本来は消費税の課税対象取引になるものである。しかし、消費税の逆進対策や社会的福祉目的などに着眼し、政策的な配慮によって、例外的に非課税とされている取引である。

（2）問われる非課税措置に伴う「損税」の発生

- ・前段階控除型の消費税／付加価値税において、事業者は、本来、仕入税額を買手に転嫁することを予定している。しかし、仕入税額を買手に転嫁できずに、事業者自身が負担しなければならないことを「損税」ともいう。例えば、医療や学校教育が非課税取引となると、事業者である病院や学校は、仕入の際には仕入税額を負担しても、非課税サービス提供の際には当該サービスにかかる仕入税額を転嫁できなくなる。非課税取引にかかる「損税」が発生しているまたは転嫁が不十分な事業者は、全事業者の4割にも達しているともいわれる。

- ・課税売上高1,000万円以下の免税事業者には、「益税」が発生しているともいわれる。しかし、むしろ「損税」問題の方が深刻との見方もある。いずれにしろ、逆進性解消策としての非課税措置の採用は事業者には重荷になる。

（3）事業者に不評な複数税率の採用

- ・逆進性解消策としての消費税／付加価値税への複数税率（標準税率、軽減税率）の採用は、消費者たる担税者（生活者）には概して好評である。しかし、この租税の納税義務者たる事業者、さらにはこれら事業者の税務支援をする税の専門職には概して不評である。適用対象区分が難しく、事業者の事務負担も重くなるからである。

（4）逆進性解消策、「損税」対策にゼロ税率を賢く使う

- ・イギリスやオーストラリアをはじめとした多くの旧英國領諸国のように、生活必需品等には、非課税や軽減税率ではなく、幅広くゼロ税率を採用する国もある。

- ・逆進性解消策、「損税」対策としては、「軽減税率」の適用や「ゼロ税率」の採用も一案である。「非課税」では、課税仕入にかかる前段階の税額控除はできないからである。これに対して、ゼロ税率取引では、消費税／付加価値税は課税されるが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税（0%）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入（前段階）にかかる消費税額を控除する（あるいは還付を受ける）ことができる。

- ・ちなみに、わが国の消費税法では、「輸出免税等」（消税法7以下）としてゼロ税率取引が制度化されている。現行法上、「国内ゼロ税率／家庭用ゼロ税率（domestic zero-rating）」は制度化されていない。

◆給付（還付）つき税額控除をめぐる政府系マスコミの論調への疑問

（菊池）ネットはさておいて、給付（還付）つき税額控除導入について、リアルマスコミの動きはどうなのか。

（石村）政府系リアルマスコミの代表格は日本経済新聞（日経）だ。日経は、財務省のエージェントのような新聞だ。財務省が、給付（還付）つき税額控除導入に反対というと、その論調の記事をアップする。財務省が嫌がる消費減税（+インボイス制度廃止）の声を封じるトーンを強める。一方、政治の動きが、消費減税よりも給付（還付）つき税額控除導入に変わるとする。そうすると、臨機応変に、「消費減税よりも給付（還付）つき税額控除。でも、仕組みつくりは容易ではない。」の記事をアップする。

（菊池）臨機応変は良しとしても、今のスタンスだと、消費減税潰し、インボイス制度継続の道を拓くのではないかと思う。日経は、誕生した政権の顔色を伺いながら都合のよい記事を掲載して呼び水役を演じるのが得意だ。主要なリアルメディアの1つとして、政権に都合のよい世論つくりとか読者をマインドコントロールしてはいけないのでないのではないか。給付つき税額控除パンデミックを拡散するのもやめないといけないのでないか。

（石村）そもそもそういう生き様のビジネスファーストのメディアなのだから。

菊池先生は、日本経済新聞（2025/10/02）朝刊、記事「消費税のリアル（下）インボイス、ブラック事例暴く」に、次のようなコメントを寄せていたが。

「『価格転嫁できず、生活費を削って納税額を捻出している零細事業者にとっては死活問題だ』と、税理士の菊池純氏のようにインボイス制度の廃止を訴える人もいる。」

（菊池）インタビューの帰り際、「日経の社員なので書けないことがたくさんあると思う」ということを言われたが・・・。

（石村）スタンスのしっかりしない新聞だから、赦すことも大事だ（笑）。TVも同じだ。リアル出演で、台本がない不規則発言を少しでもすると、次からはビデオ出演に変わる。前撮りを切り刻んで、自分らに都合のよい編集した映像を流すのが常だ。放送法を心配したことだと思うが。

◆税と社会保障／福祉は「別建て」の方が安全ではないか？

（菊池）セーフティネットの安全性を考えると、「税（tax）と社会保障／福祉（social welfare）は分離しておいた方がよい」のではないか？

（石村）一方で、「公正」につながるということで「一体化／統合（integration）」に向かう国もある。正確にいえば、部分的一体化／統合といった方がよい。とくに、勤労要件を入れた給付（還付）つき税額控除を導入する国でも、働けない人たちには生活保護のような純粋な社会保障／福祉制度を別建てにし残している。アメリカや韓国が適例だ。一方で、「公正」は所得税の累進課税で十分だ。税制の「簡素」、「効率性」を考え、双方を「別建て（separation）」しておいている国もある。

（菊池）一体化／統合している国と別建て／分離している国の例を知りたい。

（石村）いくつかの例をあげると、次のとおりだ。

【表2】税と福祉を一体化／統合する国と別建て／分離する国の一覧

《一体化／統合する国》

①アメリカ 運営主体：内国歳入庁（IRS）

①勤労所得税額控除（EITC=Earned income tax credit）：1975年導入。就労促進＋低所得世帯の生活支援。一定限度内の勤労所得がある者が対象。対象者の納税申告に基づき還付額は通増・通減

②追加的子ども税額控除（ACTC=Additional child tax credit）：2001年導入。子どもがいる世帯への支援が狙い。子ども税額控除（CTC=child tax credit）は1997年導入で非還付型控除（定額で適格子ども1人あたり\$500）。一方、ACTCは、還付型で、一定限度内の世帯所得に応じて還付額は通増・通減

②韓国 運営主体：国税庁

①労働奨励税制（韓国版EITC）：2008年1月施行

②子ども奨励金（韓国版子ども税額控除）：2015年9月施行

③イギリス 運営主体：雇用年金省（DWP=Department for Work and Pensions）、歳入関税庁（HMRC）は協力機関

①ユニバーサルクレジット（Universal credit）：2013年導入【（旧）就労税額控除・子ども税額控除・所得補助・雇用支援手当・就職手当・住宅給付を一元化】。就労促進＋低所得世帯の生活支援。

《別建て／分離する国》

④オーストラリア

- ①家族給付 (FTB=Family tax benefit) : 1976年導入。その後抜本改正実施。【FTBは、「tax benefit」(税制優遇)の名称が使われているのは、典拠が税法であるからである。給付の際に国税庁(ATO)の確定申告データを使うことが理由のようである。しかし、実質は「現金給付」である。
- ②低所得税額控除 (LITO=Low-income tax offset) : 2018-19財政年度に導入。現在も継続。対象者は所得税の確定申告で適用を受ける。ただ、オーストラリア連邦所得税制には、給付(還付)つき税額控除(refundable tax offset)は原則としてない。つまり、低所得税額控除(LITO)は非給付(還付)型(refundable type)の税額控除。このことから、納税者は、この税額控除で余剰が生じたとしても、還付(tax offset/tax rebate)を受けることはできない。
*オーストラリア税法では、税額控除(米ではtax credit)を「tax offset/rebate」という。また、所得控除(米ではtax deduction)を「tax allowance/relief」という。

◆給付(還付)つき税額控除とは何か？

(菊池)「給付(還付)つき税額控除」は、働いても貧しい納税者に税制を通じて給付する仕組みのようだが、基本的な仕組みや問題点について教えて欲しい。

(石村)「働いても足りない生計費の一部を、税制を使って給付／還付する」という仕組みが「勤労所得税額控除(EITC)」だ。「勤労奨励型給付」とも呼ばれる。「税額控除」や「税金還付」の仕組みを使うので、「給付つき」とも、「還付つき」とも呼ばれる。「ベーシックインカム(basic income)」理論を基礎とする給付制度だ。

(菊池)「ベーシックインカム(basic income)」と「給付(還付)つき税額控除」との違いは？

(石村)「ユニバーサルベーシックインカム(UBI=universal basic income)」というのは、国家(ないし自治体)が無条件で全国民(ないし全住民)に、定期的に一定額を給付する仕組みだ。わが国の「定額給付金」は、UBIの1種と見てよい。簡素な仕組みだ。

(菊池)UBIは簡素なモデルだが、金持ちも貧乏人も一律の給付になる。当然、「公平」でないと異論・不満が出てくる。

(石村)じゃあ、「公平」にしよう。そのために「所得制限」をしよう。「金持ちは給付は止めよう。財産をチェックしよう。」「家族／世帯全体の収入

の把握が必要だ。」という声が出てくる。「背番号(マイナンバー)で金融プライバシーをスッポンポンにして国家管理するのは当たり前」の仕組みになる。(菊池)「ユニバーサルベーシックインカム(UBI)」は「不公平」ということで導入されたモデルが「給付つき税額控除」なわけだ。

(石村)「給付つき税額控除」というよりは、「勤労所得税額控除(EITC)」のモデルだ。UBIとEITCとをアバウトに比べて見ると、次のとおりだ。

【表3】簡素なUBIと簡素でないEITCの対比

ユニバーサルベーシックインカム(UBI=universal basic income)	米の給付(還付)つき税額控除(refundable tax credit)/勤労所得税額控除(EITC)
①就労要件(work test) なし ②収入制限要件(means test): 非適格所得(投資所得) ③家族(世帯)単位 ④給付は勤労所得額による。消失控除 ⑤全員に給付	①就労要件(work test) あり ②収入制限要件(means test): 非適格所得(投資所得) ③家族(世帯)単位 ④給付は勤労所得額による。消失控除 ⑤申告または申請した者に給付

(菊池)「給付(還付)つき税額控除」と、「勤労所得税額控除(EITC)」は、違うのか？

(石村)「税額控除(tax credit)」には、①「非給付(非還付)型(nonrefundable type)」と②「給付(還付)つき(refundable type)」がある。わが国には、①だけで②のタイプはないように見える。だが、実は、例えば給与にかかる源泉税額控除(給与等のかかる源泉所得税)は、②還付型(つき)に分類される。いずれにせよ、勤労所得税額控除(EITC)は、給付(還付)つき税額控除の1種ということだ。

【表4】連邦の税額控除の分類

税額控除(tax credit)	①非給付(非還付)型税額控除(nonrefundable tax credits) <ul style="list-style-type: none"> ①子女養育費税額(Child and dependent care credit) ②老年・障害者税額控除(Credit for elderly and the disabled) ③養子税額控除(Adoption credit) ④子ども税額控除(Child tax credit) ⑤その他
	②給付(還付)つき税額控除(refundable tax credits) <ul style="list-style-type: none"> ①給与にかかる源泉税額控除(Credit for taxes withheld on wages) ②勤労所得税額控除(EITC=Earned income tax credit) ③追加的子ども税額控除(Additional child tax credit) ④その他

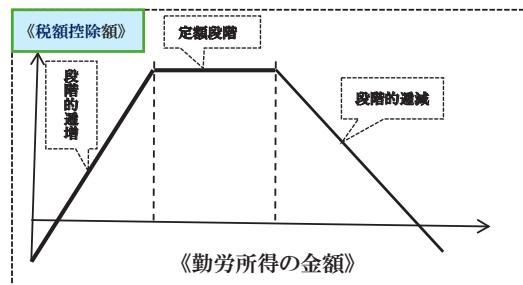
(菊池) 勉強になった。では、給付（還付）つき税額控除の1種である勤労所得税額控除（EITC）について、わかりやすく、説明して欲しい。

(石村) それでは、アメリカや一部韓国の勤労所得税額控除（EITC）をサンプルに、運用の実情を探って見る。『光と影』についてアバウトにまとめて見ると、次のとおりだ。

【表5】勤労奨励型給付をする「勤労所得税額控除（EITC）」の光と影

- ・わが国の立憲民主党などは、消費税の逆進対策として消費税の枠外での逆進対策の選択する動きを強めている。所得税に「給付つき税額控除（refundable tax credit）／勤労税額控除（EITC=earned income tax credit）」の導入を狙っている。しかし、全国民の金融プライバシー監視国家になることが懸念される。
- ・このタイプの税額控除は、「働いても貧しい人たち（the working poor）」をターゲットに、勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を認め、所得が低く控除しきれない場合には給付する、というデザインである。
- ・アメリカは、勤労税額控除（EITC）を1975年に導入した。
- ・一方、韓国は、2008年から「勤労奨励税制（韓国版EITC）」を導入し、2009年9月から給付を開始した。韓国版EITCは、アメリカにEITCをモデルとしたものである。就労支援税制アメリカの制度は、次のようなイメージのものである。

■納税者の所得と勤労所得税額控除のイメージ



- ・税額控除額は、勤労所得金額の増加とともに段階的に増加（phase-in）した後、一定の勤労所得での段階で定額（flat）になり、それを超えると段階的に減少（phase-out）し、最終的には消失する仕組みである。税額控除額は、確定申告時に所得税額から控除され、税額が超過す

る分は、還付（給付）される。

- ・つまり、「働けずに、貧しい人たち」は、アメリカでは「補助的栄養支援プログラム」（SNAP=Supplemental Nutrition Assistance Program）／旧フードスタンプのような従来からある生活保護など「福祉／社会保障」などに頼ることになる。韓国と同じだ。国民基礎生活保障制度（韓国版生活保護）を第1のセーフティネットとしている。
- ・EITCの仕組みはきわめて複雑である。アメリカでの2023年度分連邦個人所得税申告を例にすると、約2,600万世帯が、連邦のEITC関係の還付申告をしている。しかし、過誤還付、過大還付の温床となり、その比率は例年25%前後にものぼる¹。万全な税務支援態勢なしでは給付つき税額控除（EITC）は機能しない。
- ・連邦EITC関係の税務調査は、実地調査は稀である。ほぼ「書簡調査（correspondence audits）／お尋ね」で実施される。このことから、税務専門職の関与・立会いなしの調査が一般的である。
- ・EITC自体は、税制を通じた貧困層向けの福祉政策実施手段として一定の評価を得ている。しかし、税務の知識がない移民や経済的弱者たる納税者が、強大な課税権力に一人で立ち向かうことを強いられることから、人権に著しいインパクトを及ぼす仕組みであるとの負の評価もある²。調査が長引くと、還付が遅れ、働いても貧しい家族はさらに困窮をきわめることになる。
- ・しかも、納税者は、単純な過誤申告（reckless claim）を問われた場合でも2年間EITCの適用が受けられなくなる（IRC32条k項1号B・ii）。一方、虚偽申告（fraudulent claim）を問われた場合には、10年間EITCの適用が受けられなくなる（IRC32条k項1号B・i）。
- ・現在、アメリカでは、確定申告で給付つき税額控除（EITC）の適用を受ける連邦個人所得税の納税者にとっては、駆け込み救済を受けられる納税者オブズパースンである納税者権利擁護官は、必要不可欠な存在になっている。
- ・もちろん、AIを駆使した記入済申告書（書かない確定申告）制度の導入で、移民や経済的弱者救済のための新たな途を探るべきであるとの声もある。
- ・EITCの導入をめぐっては、もう1つの課題がある。それは、税と社会の一体化につながることもあるということである。つまり、国税庁と

¹ 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』（2017年、財経詳報社）582頁以下参照。また、EITCをめぐる自発的納税協力問題について詳しくは、拙論「給付（還付）つき税額控除をめぐる税財政法の課題：アメリカの「働いても貧しい納税者対策税制を検証する」白鷗法学15巻1号参照。CRS, "The Earned Income Tax Credit (EITC) : How It Works and Who Receives It," (updated Nov. 12, 2023).

² See, Francine J. Lipman, "Symposium: Tax Advice for the Second Obama Administration," 40 Pepp. L. Rev. 1173 (2013).

社会保険庁その他公的政策実施機関（例：年金機構など）を一体化／統合し、「歳入庁」の創設につながる可能性もある。

国税庁＆社会保険庁その他公的政策実施機関（例：年金機構など）の統合

→ 歳入庁？

(菊池) アメリカの給付（還付）つき税額控除／勤労税額控除（EITC）は、ワーキングプア（働いても貧しい人たち）にやさしい、フレンドリーな仕組みでないようだが？

(石村) アメリカでは、全員確定申告が原則だ。2024年4月が申告期限の連邦個人所得税2023年分の確定申告数は、約1億6,310万件である。そのうち子ども税額控除（child tax credit／IRC 24条）や勤労所得税額控除（EITC=earned income tax credit／IRC 32条）を含む総還付申告件数は約2,600万件である（See, IRS Data Book 2023 (Publication 55-B (Rev. 4-2024) (irs.gov))）。給付つき税額控除／勤労税額控除（EITC）の仕組みは、とても複雑だ。

(菊池) ワーキングプアの人たちは、還付申告には慣れているのか？

(石村) 慣れてはいる。だが、記載ミスや過大還付申告がたくさん出てくる。過誤や不正申告は、毎年、全体の25%前後にもなる。働くないと給付（還付）は受けられない。働き過ぎても給付（還付）は受けられなくなる。

(菊池) いわば、103万円の壁物語みたいな仕組みなわけだ。

(石村) 良い例えだ。

◆大量の過誤・不正申告は仕組みの複雑さが主な原因

(菊池) 過誤申告や不正申告は、毎年、全体の25%前後にもなる原因はどんなところにあるのか？

(石村) 働く時間調整や手続は雇用主ではなく、還付申告をする働くても貧しい従業者の方がする仕組みだから、間違いも多いわけだ。ともかく、アメリカの給付つき税額控除／勤労税額控除（EITC）は複雑すぎる。これが主な原因だ。税の実務家だけでなく、研究者も、生活困窮者に僅かばかりの給付（還付）を受けるのに、こんなに手続が複雑なのはダメだ、と批判している。

以下に EITC の複雑な適用要件をあげて見る。

【表6】アメリカ連邦所得税上の勤労所得税額控除（EITC）の適用要件

①就労（勤労所得）要件（work test）：納税者に勤労所得があること（IRC32条a項1号）。「勤労所得（earned income）」には、賃金給与など労働により稼得した所得、および個人事業所得（つまり自営業者税の50%部分を控除した後の自営業者利益）を含む。2025年度の連邦所得税申告では、勤労所得（AGI）が18,590ドル～59,700ドル〔申告資格と扶養子どもの数による〕未満であること。ただし、この金額には、利子所得、配当所得、年金給付、社会保障給付、失業保険給付、労災補償給付などは含まれない。

子ども数	控除最大額 (2025)	単身者／単身世帯の 勤労収入限度額	夫婦合算申告の 場合の限度額
0	\$617	\$18,950	\$25,450
1	\$4,229	\$44,100	\$50,600
2	\$6,998	\$49,750	\$56,250
3以上	\$8,046	\$53,200	\$59,700

*例えば、2025年申告では、夫婦の総収入額（AGI）が、50,600ドル以下、扶養する子どもが1人の場合、最大で4,229ドルの税額控除（EITC）を受ける資格がある。

②投資所得制限要件（means test）：「非適格所得（disqualified income）」「投資収入/investment income）」、つまり、①総所得（AGI）に含められる利子や配当、②当該年に受け取ったまたは発生した非課税利子、③賃料またはロイヤルティ、④株式その他の資産の譲渡益（キャピタルゲイン）などが、2025年申告では、11,950ドル以下（2026年度申告では12,200ドル）であること（IRC32条i項2号）。

③夫婦個別申告（MFS=married filing separately）でないこと：つまり、納税者の申告資格が、夫婦合算申告（MSJ=married filing jointly）、適格寡婦／寡夫、特定世帯主（head of household）、単身者（single）であること（IRC32条d項）。

④社会保障番号保有者であること：納税者、配偶者および配偶者の子どもが社会保障番号（SSN=Social Security Number）を保有していること（IRC32条c項1号E・F、32条m項）。

⑤外国税額控除（様式2555）をしていないこと（IRC32条c項1号C）。

⑥納税者は当該課税年を通して非居住者でないこと（つまり、合衆国市民または居住者であったこと（IRC32条c項1号D）。

⑦課税年が12か月末満でないこと（IRC32条d項）。

⑧納税者に適格子どもがいる場合には、25歳以上65歳未満であること（IRC32条c項1項A・ii・II）。

⑨納税者に適格子どもがいる場合には、扶養する子どもは、19歳未満、24歳未満の学生または

障害者であること (IRC152条c項3号A・i・ii およびB)。

(菊池) 適用要件は複雑すぎる。ふつうの市民にはとても厄介だ。薄給で懸命に働いている人にはとりわけだ。税の簡素化の目標からかけ離れてしまっている。EITC導入で、課税単位も、実質的に世帯単位なる。これも、時代に逆行している。

(石村) 適用要件が複雑だから、過誤還付申告・不正還付申告が多発している。毎年比率は25%にもなる。課税庁(IRS)は、EITC関連還付申告書内容のAI(人工知能)を使った自動チェックを強化している。納税者の証明責任も大きな負担になっている。ケースによっては、税務専門職の手助けも必要になる。負担額が還付金額に似合わないケースも少なくない。それに、調査対象に選定されると、調査が終わるまで還付が遅れる。納税者が不服審査や裁判で争うと、ますます還付が遅くなる。「負のスパイラル／連鎖」が避けられない。

(菊池) 過誤還付申告・不正還付申告にはペナルティもあるのか？

(石村) かなり厳しいペナルティがある。EITCの複雑な適用要件の「負の効果」についてアバウトにチャートにすると、次のとおりだ。

【表7】チャートでわかるEITCの複雑な適用要件の「負の効果」

複雑な適用要件は、「税制簡素化の目標」に著しく反する！

①AI申告チェックで、EITC申告をした働いても貧しい納税者のおおむね25%超が、毎年、過誤申告・不正申告を理由に、課税庁(IRS)の税務調査対象に抽出される！

②AI税務調査対象選定に使われるアルゴリズム(情報処理基準)は非公開であり、不透明さが問われている！

③調査が長引くと、還付が遅れ、生活困窮者の困窮度に拍車がかかる！

《厳しいペナルティ》過大還付の場合：返納+加算金(税)

⑤納税者は、単純な過誤申告(reckless claim)を問われた場合、2年間EITCは適用不可(IRC32条k項1号B・ii)！

⑥一方、虚偽申告(fraudulent claim)を問われた場合、10年間EITCは適用不可(IRC32条k項1号B・i)！

(菊池) アメリカのEITCは「アメとムチ」の仕組みのようだ。私ども税務専門職から見ても、適用要件は複雑だ。税の素人には難儀だ。働いても貧しい家族のための制度だとはいうものの、制裁(ペナルティ)も厳しすぎるのではないか？

(石村) 同感だ。だから、「給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(EITC)」を「貧困世帯の救世主」のようなPRには気を付けないといけない。政党や政治家は、青写真(グランドデザイン)も示さないで、国民・納税者をマインドコントロールしてはいけない。

(菊池) 確かに、欠陥住宅をバラ色の写真で飾ったカタログ商法には注意しないといけないと同じことだろう。EITCを推す政党・政治家は、国民・納税者の「自己責任だ」というかも知れないが…。

(石村) 「マイナンバー」が適例だ。提案した政党や政治家も、こんなにスーパーな「国民監視ツール」になるとは思っていなかったのではないか？運用を行政府の役人に丸投げするからこうなる。にもかかわらず、彼らの多くは、政治献金の透明化に頑強に抵抗する。まさに「ジキルとハイド」(笑)？

(菊池) 今度は、国民監視ツールを使って「給付(還付)つき税額控除／勤労所得税額控除(EITC)」で、全国民の金融プライバシーの国家管理プラン。止まらない、止められないの「負のスパイラル」。

【表8】様式1040勤労所得税額控除控除別表：適格子ども情報申告書

SCHEDULE EIC (Form 1040)		Earned Income Credit Qualifying Child Information		OMB No. 1145-0074 2024 Attachment Schedule EIC, page 43																									
Department of the Treasury Internal Revenue Service National Taxpayer Advocate		Complete and attach to Form 1040 or 1040-SR if you have a qualifying child. Go to www.irs.gov/ScheduleEIC for the latest information.		Your social security number																									
<p>If you are separated from your spouse, filing a separate return, and meet the requirements to claim the EIC (see instructions), check here <input type="checkbox"/></p> <p>Before you begin:</p> <ul style="list-style-type: none"> * See the instructions for Form 1040, line 27, to make sure that (a) you can take the EIC, and (b) you have a qualifying child. * See the instructions for Form 1040-SR, line 27, to make sure that (a) you can take the EIC, and (b) you have a qualifying child. * Be sure the child's name on line 1 and social security number (SSN) on line 2 agree with the child's social security card. Otherwise, at the time you prepare your return, we may reduce your EIC by \$500. If your child's SSN on your tax return is not correct, call the Social Security Administration at 1-800-772-1213. * If you have a child who meets the criteria for your qualifying child for purposes of claiming the EIC, but that child does not have an SSN, enter "Dashed" on line 2 and attach a copy of the child's birth certificate, adoption certificate, or hospital medical records showing a live birth. <p>CAUTION</p> <ul style="list-style-type: none"> * You can't claim the EIC for a child who didn't live with you for more than half of the year. * If your child doesn't have an SSN as defined in the instructions for Form 1040, line 27, see the instructions. * If you take the EIC even though you are not allowed to take the credit for up to 10 years. See the instructions for details. * It will take as long to process your return and issue your refund if you do not file all the times that apply for each qualifying child. <p>Qualifying Child Information</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Child 1</th> <th>Child 2</th> <th>Child 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>First name _____ Last name _____</td> <td>First name _____ Last name _____</td> <td>First name _____ Last name _____</td> </tr> <tr> <td>Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small></td> <td>Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small></td> <td>Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small></td> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small></td> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small></td> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small></td> <td><input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><small>The child is not a qualifying child.</small></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><small>The child is not a qualifying child.</small></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><small>The child is not a qualifying child.</small></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 Child's relationship to you (for example, son, daughter, grandchild, niece, nephew, etc.) _____ 6 Number of months child lived with you in the United States during 2024</p> <p>* If it was less than 12 months, enter "Dashed". * If the child was born or died in 2024 and your home was the child's home for more than 6 months during the time they were alive during 2024, enter "12".</p> <p>Do not enter more than 12 months. Do not enter more than 12 months. Do not enter more than 12 months.</p> <p>For Paperwork Reduction Act Notice, see your tax return instructions.</p> <p>Cat. No. 13399M Schedule EIC (Form 1040) 2024</p>						Child 1	Child 2	Child 3	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____	Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>	Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>	Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>	<small>The child is not a qualifying child.</small>			<small>The child is not a qualifying child.</small>			<small>The child is not a qualifying child.</small>		
Child 1	Child 2	Child 3																											
First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____	First name _____ Last name _____																											
Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>	Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>	Year _____ <small>If born after 2005 and the child is younger than you (or your spouse), enter "Dashed".</small>																											
<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 4b.</small>																											
<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>	<input type="checkbox"/> Yes. <input type="checkbox"/> No. <small>Go to line 5.</small>																											
<small>The child is not a qualifying child.</small>																													
<small>The child is not a qualifying child.</small>																													
<small>The child is not a qualifying child.</small>																													

◆韓国EITCの仕組みも複雑なのか？

(菊池) 韓国は、アジアで唯一、税額控除／勤労税額控除(EITC)、「勤労奨励税制」を導入して

いるとのことだが、仕組みは複雑なのか？

(石村) 韓国は、アメリカのEITCをモデルにした。だから、仕組みは複雑だ。韓国も、第1のセーフティネットの「生活保護」と第2のセーフティネットの「勤労奨励税制（韓国版EITC）」の2本立てである。

第1のセーフティネットの概要は次のとおりだ。

【表9】韓国の国民基礎生活保障制度（韓国版生活保護）の適用要件

導入時期	2000年
性 格	貧困者の最低生活保障および自活支援
適用対象	最低生計費以下の勤労および非勤労世帯
給付方式	現金および現物給付
給付内容	補足性のルールに基づき給付
受給資格	所得基準、扶養者の有無
典拠法	国民基礎生活保護法
適用方法	申請主義+行政が指名適用

(菊池) 第2のセーフティネットはどうなのか？

(石村) 「勤労奨励税制（韓国版EITC）」は次のとおりだ。

【表10】韓国の勤労奨励税制（韓国版EITC）の適用要件

導入時期	<ul style="list-style-type: none"> ①勤労奨励金（EITC）は2008年に導入。2009年9月から給付を開始。2024課税年水準で、②単身世帯（60歳以上は単身世帯とみなす）には年間最大で150万ウォン。⑤片稼ぎ世带には年間最大で260万ウォン。③共稼ぎ世帯には年間最大で300万ウォンを給付。 加えて、2015年に②子ども奨励金（CTC）を新設・導入。2024課税年水準で扶養子ども1人当たり年間最大で100万ウォンを給付。
性格／所管	労働連動型所得支援／国税庁
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 勤労貧困世帯【韓国の個人所得税における課税単位は「個人単位」。ただし、勤労奨励税制では「世帯単位」を採用】 2014年までは給与所得稼得者に限定。2015年から自営業者（事業所得稼得者）・宗教者に拡大。ただし、事業者登録していない者、弁護士や税務士、CPA、医師、薬剤師など専門職事業者は対象から除外。 <p>①世帯基準：①勤労奨励金〔毎年12</p>

月31日現在、配偶者または18歳未満の扶養する子どもがいる、または申請者が満60歳以上であること。②子ども奨励金〔毎年12月31日現在、扶養する子どもは、満18歳未満であること〕。適格子どもは、④世帯主が扶養する子どもや同居する養子縁組した子ども。⑥その他一定の孫や兄弟姉妹も含む。⑦年間合計総収入金額が100万ウォン以下であること。

②総収入基準：①勤労奨励金〔世帯収入金額が以下の金額を超えないこと〕。④単身世帯（60歳以上は単身世帯とみなす）2,200万ウォン。⑤片稼ぎ世帯3,200万ウォン。⑦共稼ぎ世帯3,800万ウォン。②子ども奨励金〔①⑤⑦に同じ〕

③住宅基準：〔①勤労奨励金と②子ども奨励金は同一基準〕世帯全員が前年6月1日現在で住宅を所有していない、または所有する住宅価額（時価）が●万ウォン以下で1軒のみであること。

④財産基準 ①勤労奨励金と②子ども奨励金は同一基準。世帯全員で、前年6月1日現在で、次の種類の財産総額が2億ウォン未満であること。④土地・建物（住宅を含む。）、⑤乗用車（営業車や貨物車を除く。）、⑦保証金（賃貸保証金を含む。）、⑧金融資産、⑨株式・債権・預貯金・貯蓄性保険・投資信託、⑩ゴルフ会員権、⑪その他

適用対象

給付方式

給付内容

適用要件

典拠法

適用方法

給付時期

給付つき税額控除（所得税制を通じた措置）

段階的遞増（phase-in stage）、定額（flat stage）、および段階的遞減（phase-out stage）【消失控除】。

総所得額、扶養者数、所有する住宅や財産額などによる。

租税特例制限法

申請主義：①定期申請〔毎年5月1日～6月1日〕、②期間後申請〔毎年6月2日～12月1日〕＊②では、支援金額10%減額。税務署で、電子、文書で申請。

①定期申請者の場合：8月下旬。②期間後申請者：12月～翌年1月

(菊池) 勤労奨励税制（韓国版EITC）は、かなりテマ・ヒマのかかる仕組みのように見える。税務

署に出す申請書類も大変なのか？

(石村) 韓国は、電子申告が進んでいる。それでも、給付を受けるのに提出する書類（データ）を整えるのは大変なようだ。提出する書類をアバウトにあげると、次のとおりだ。

【表11】韓国の勤労奨励税制（韓国版EITC）の申請／給付手続

《給付(還付)申請時に添付する証明書類例》

- ・勤労所得の源泉徴収票／事業所得にかかる各種証明書
- ・職場加入の健康保険納付書／国民健康保険料納付証明書
- ・被保険者用の雇用保険日雇い勤労証明書
- ・事業実績証明書

《財産の証明書類例》

①勤労奨励税制（韓国版EITC）[および子ども奨励金(CTC)]の申請／給付手続は国税庁の勤労所得支援局／税務署が担う。納税者は、証明資料を添付のうえ還付申請することになる。

②税務署は、申請があれば、国税庁に申告された所得税資料とマッチング（情報照合）を行う。

③問題がなければ、給付(還付)を行う。

④税務署は、過誤申請があると思うときは、申請した納税者に書簡調査（お尋ね）を実施する。

⑤虚偽（不正）申請があれば、ペナルティがある。ペナルティは、給付(還付)後に虚偽（不正）申請であることが確認された場合は、給付(還付)額十加算金を課す処分を行う。

⑥通常の課税処分の場合と同じように、申請拒否処分があれば、申請した納税者は、不服申立手続をとることができる。

*【参考文献】金明中「韓国における給付つき税額控除制度の現状と日本へのインパリケーション：軽減税率よりも給付つき税額控除？」ニッセイ基礎研レポート（2016年3月15日）など

◆問われるワーキングプアの還付申告支援

(菊池) 給付（還付）つき税額控除／勤労税額控除（EITC）導入で空騒ぎしている議員や政党は、こうした「影」の問題を共有できているのだろうか？
(石村) どうだろう？「給付（還付）つき税額控除／勤労税額控除（EITC）導入パンデミック」は容易に終息させられるかは定かではない。税務専門職の新たな職域になるのでは？

(菊池) どうだろうか？大量のワーキングプアの還付申告に税務専門職が対応できる余裕はないかも知れない。アメリカではどういう状況なのか？

(石村) アメリカでは、これら大量のEITC関連の還付申告には、有償の税務専門職に加え、民間ボランティアによる無償の税務支援が不可欠な存在になっている。

【表12】アメリカの民間ボランティアによる税務支援プログラムの種類

- ①ボランティア所得税援（VITA=Volunteer Income Tax Assistance）プログラム
- ②高齢者向け税務相談（TCE=Tax Counseling for Elderly）プログラム
- ③学生タックスクリニック（STC=Student Tax Clinic）プログラム
- ④低所得納税者クリニック（LITC=Low-Income Taxpayer Clinics）プログラム
- ⑤IRS納税者支援センター（TAC=Taxpayer Assistance Center）
- ⑥軍族税務支援プログラム（IRS Military Tax Resources / Military Tax Experts Alliance）
- ⑦その他

(菊池) アメリカでは民間ボランティアが提供する無償の税務支援サービス利用状況はどうなっているのか？うまくワークしているのか？

(石村) 例えば、①ボランティア所得税援助（VITA）【原則年収6万ドル以下の稼得者向け】や②高齢者【原則60歳以上】向け税務相談（TCE）を取り上げて見ても、毎年、勤労所得税額控除（EITC）の還付申告を含め、確定申告期に、おおむね全米11,000か所で8万人を超える市民がボランティアとして連邦所得税の電子／文書申告支援サービスを提供している。



(Public use)

(石村) わが国でも、「臨税」の幅を広げ積極活用するしかないかも知れない。

【表13】「臨税」とは

臨時の税務書類作成（臨税）（税理士法50条）確定申告時期に2ヵ月の期間に限り、税金の種類を指定して、自治体の職員や、公益社団法人、公益財団法人、農協、漁協、事業協同組合、商工会などの役員や職員に、税務書類等の作成や相談に応じさせるものである。

(菊池) 政府規制で特定の職域・サービスを囲い税務専門職の独占業務としているのは、消費者保護の視点もある。大量のEITC関連の還付申告に

市民ボランティアを動員するのには無条件で賛成できない。

(石村) あるいは、税理士法を改正して、「税務書類の作成」業務を有償独占にするのも一案ではないか?

現行の税理士法 52 条を、次のように改正すれば、無償であれば、一定の税理士業務を非税理士でも行うことが認められることになる。

【表 14】税理士業務の規制緩和案

(税理士業務の制限)

第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税務代理を行つてはならない。

二 税理士又は税理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、税務書類の作成又は税務相談を行つてはならない。ただし、この法律に別段の定めがある場合には、この限りではない。

(菊池) 税理士法改正が必要なのではなく、「簡素」でない「給付（還付）つき税額控除」が要らないのではないか？本末転倒だと思う。



(石村) 上の広告は興味深い。給付（還付）が受けられる全世帯のおおよそ 20% が面倒だから、還付申告していないようだ。アメリカの EITC（給付つき税額控除／勤労所得税額控除）が複雑なためだ。無償に市民ボランティアによる申告支援が充実しているアメリカでも、あきらめている人たちがかなりいるということだ。

◆ 「簡素」でない「給付つき税額控除」は要らない

(菊池) わが国では、政府や研究者は税制改革の目標に、「簡素」をうたう。にもかかわらず、実際は、「公平」でないとして、やたらと税制を複雑にするのにしのぎを削っている。典型的な悪例の 1 つが、「消費税の簡素な帳簿方式から複雑なインボイス方式への転換」だ。

(石村) たしかに税制、あるいは税法における「費用対効果」分析を軽視する傾向が強い。税制とやたらと複雑にし、税務調査を厳しくし、税務コン

プライアンスコストを上昇させている。

(菊池) わが国では、民主／リベラル勢力が、税制改革（税革）の目標を「公平」ファーストとしてきた経緯がある。

(石村) 「不公平をただす」ためには、「年調」を止めて、全員確定申告にすべきとの主張も強かった。実際は、「年調」の方が働く者のとては「簡素」なわけだが。納税者団体も、「公平」ファーストで、「簡素」「効率」などの目標には後向きの傾向が強かった。「公平」確保には「富裕税」導入の提案もあった。ただ、富裕税導入でも、公平に執行するのには、国民全員の金融プライバシーを国家管理する必要が出てくる。「給付（還付）つき税額控除」と似たような問題に突き当たる。デジタル化で金融プライバシーの国家管理は容易になってはきているが、権威主義国家のイメージにつながる。また、人権面での軋轢を生む。

いずれにしろ、もっと練れた運動を展開するには「公平」かつ「簡素」な税制をつくる運動が必要だったのかも知れない。

(菊池) たしかに、消費税インボイス制度廃止運動をしていて、事業者にとり「簡素」「フレンドリー」な税制とは何か？の視点が不足していたような気もする。「益税けしからん！」で、「公平」が前面に出てきて押し切られた。反省しないといけない。

(石村) だから「負のスパイラル」から抜け出すには、政治の教化が必要だ。税制改革の目標を「簡素ファースト」にしないといけないと思う。次のようなわかりやすいキャッチが必要ではないか？

【表 15】税制改革の目標は「簡素ファースト」で！！

「簡素」な税制でハッピーになろう ❤️

あなたは、本当に、全国民の金融プライバシーを
国家（課税庁）が背番号（マイナンバー）で一元監視する
複雑怪奇な「給付つき税額控除」に賛成しますか？

《「簡素／効率的な税制」とは》

例1：年末調整を止めて、全員確定申告にするのは？

例2：「税と社会保障／福祉の一元化」、給付つき税額控除の導入は？

例3：消費税の帳簿方式からインボイス方式への転換は？

*複雑な税制は、納税者側だけでなく、課税庁側のコンプライアンスコストを増大させる。コスパのよい税制を求めよう！！

◆ 「簡素」は、税制改革の最も大事な目標

(菊池) 税制改正をする場合、コンプライアンスコストの最小化が大事な目標だと思う。コスト最

小化には税制の「簡素ファースト」になって当たり前だと思うのだが。

(石村) 歴史的に見ると、「コスパのよい税制」、つまり「簡素」、「効率性」は、税制原則／税革目標としてずっと大事にされてきている。

【表16】租税原則の実例

・アダムスミスの租税4原則 (1776年『富国論 (The Wealth of Nations)』)
①公平の原則、②明確の原則、③便宜の原則、④徴収費用の最小化
・シャウプ勧告の租税原則（1949年）
①公平、②中立、③簡素
・レーガン税制改革（1986年）
①公平、②簡素、③経済成長
・わが国での最近の税制改革での租税3原則 バージョンA：①公平、②中立、③簡素【税制改革法3条】 バージョンB：①公正、②活力、③簡素

(菊池) わが国では、敗戦に伴うアメリカ主導の税制改革、1949年のシャウプ勧告以降、望ましい租税原則として「公平・中立・簡素」の3原則がかかげられてきた。つまり、コスパのよい税制のキヤッチは大事にされてきた。

【表17】税制改革法【1988（昭和63）年】～税制改革の理念／租税原則

第3条【今次の税制改革の理念】
今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

(石村) その後の税制改革では、時代の要請に応じて、「公正・活力・簡素」の3原則がかかげられた。ただ、総務省など政府筋によると、「公正・活力・簡素」の3原則の具体的な意味は、【表18】のように説明されている。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/esri/prj/sbubble/data_history/7/housin05_3.pdf)

(石村) 【表18】の「公正」目標は、役人が勝手に作文したものではないか？政治が税制改正を行政に丸投げしているのが実情だ。だから、こうした「役所のコメント」が、「公式目標」になり、一人歩きしてしまう。政治家が「目利き」になれないと、国民・納税者に及ぶ負の効果が大きくなる恐れがある。

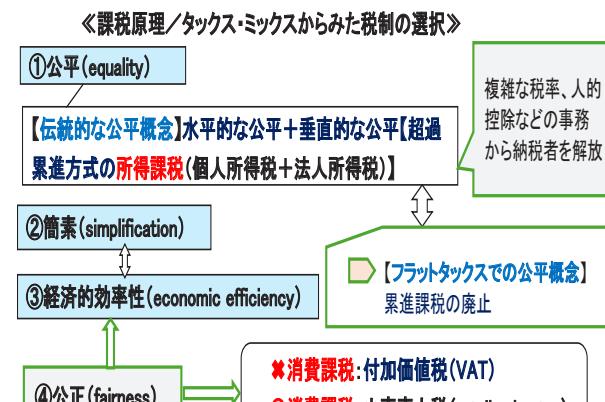
(菊池) アメリカでは、どんな感じか？日本のように、税制改革で行政の役人がバッコする状況か？

【表18】「公正・活力・簡素」の3原則の具体的な意味

- (1) **公正**—自立と再挑戦を支えるセーフティネットを構築した上で、「公正」を追求し、結果の「平等」より「機会の平等」を重視すること。
- (2) **活力**—人々や企業の選択を歪めず、経済社会の「活力」を最大限発揮させること。
- (3) **簡素**—納税者にとって「簡素」かつ透明で分かりやすい税制を構築し、納税者の信頼と理解を得ること。

- ・ 望ましいとされる「租税原則／目標」やその適用解釈などは、税財政(法)の研究者や政府機関により千差万別である。国によっても、時代によっても、大きく異なる。
- ・ 「公正」と「公平」の原則／目標と「簡素」の原則／目標は、しばしば衝突する。とりわけ、税財政(法)の研究者や役人が、時の政治勢力に組(忖度)する形で、原則／目標を操作することが多い。このため、「正解」はない。
- ・ 政治には、「練れた複雑な税制で、納税協力で一番被害を受けるのは低所得者や零細事業者であること」への自覚が求められる。
- ・ 政治にそうした自覚がなく、行政の役人に丸投げすると、「財政当局ファースト」、「納税者ラスト」の税制になることが危惧される。
- ・ アメリカでも、複雑怪奇なモンスターになってしまった煩雑な現行の給付つき税額控除、とりわけ給付つき税額控除(ETC)の簡素化、再建が厳しく問われてきている。

【表19】連邦租税政策のあり方／簡素・経済的効率性優先の租税原理とは



[The 'Fair Tax' Act Would Radically Restructure the Nation's Tax System in Favor of the Wealthy - Center for American Progress](https://www.americanprogress.org/article/the-fair-tax-act-would-radically-restructure-the-nation-s-tax-system-in-favor-of-the-wealthy/)

(石村) 税制改革で行政の役人がバッコすることはない。議員立法一辺倒なこともある。とりわけ連邦議会共和党は、税制の簡素化に熱心だ。もちろん、中には過激な改革プランもある。例えば、連邦所得税や法人税、相続税など直接税の全廃、連邦の内国歳入庁（IRS）の廃止、代わりに23%の連邦小売売上税への転換プランがある。「公正税法（Fair Tax Act）」法案である。究極の連邦税制の「簡素化」、「効率化」プランともいえる。

(菊池) 連邦課税庁(IRS)を廃止して、どこが税の徴収をするのですか？

(石村) 州の課税庁に徴収を委託し、連

邦は徴収料を連邦小売売上税収から払うというデザインである。もちろん、23%税率の小売売上税で連邦の税収を賄えるかについては大きな疑問符がついている。また、逆進対策としてベーシックインカム制度を採用し、簡素な低中収入生活者の生計費補填する仕組みも盛り込んでいる。

(菊池) トランプ2.0政権は、直接税や複雑な間接税は、コスパが悪いと考えているようだが。

(石村) そうだと思う。トランプ氏は、相互関税は簡素だと思っていると思う。関税収入を連邦の減税財源に充てるプランだ。これも、コスパの悪い内国税制に代替しようということだろう。議会共和党や同党の租税政策提言シンクタンクや納税者団体の中には、税制を複雑にし、節税スキームのアレンジを可能にし、かつ、税務調査に多大なコンプライアンスコストを費消する『負のサイクル』を打ち止めにするプランをつくるところもある。

◆むすびにかえて～「簡素」な税制ファーストで！！

(菊池) 政治も財政当局も、税制をやたらと複雑にすることに一所懸命な感じを受ける。消費税減税では、一部を除けば野党も与党も財政当局の忖度組だ。給付つき税額控導入に舵を切ってはいるが、これも視界不良である。消費税減税／インボイス廃止を軸とした税金政策を進めるにあたっては、どういったスタンスが大事なのだろうか。アドバイスが欲しい。

(石村) 大事なのは、一言でいえば「簡素」のスタンスだ。わが国は、帳簿方式の消費税を導入した。この方式はしっかりと定着していた。それを、インボイス方式に変えると言い出す。零細事業者は、帳簿方式で益税を得ているというのが変更の理由だ。だが、インボイス制度で、零細事業者は四苦八苦している。消費税を価格転嫁できずに苦慮している事業者は数多い。生業／ビジネスよりも、税務・社会保険業務に時間を割くように求める、あるいは生活費を削っても納税を強いる政策はベストではない。まさに「簡素」は、重要な課税原則、税制改革の目標の1つだ。零細事業者に



(Public use)

コスパの悪いインボイス制度は、「簡素」の視点から廃止すべきだと思う。

(菊池) 確かに税務においては「簡素」が最も大事な原則、税革の目標だ。簡素の原則から見た場合、「給付つき税額控除」はどうなのだろうか。

(石村) わが国では、大多数の給与所得者は、源泉徴収と年末調整で税務問題を終えることができる。ところが、給付（還付）つき税額控除を導入すると、給付を受けるには確定申告（還付申告）をしないといけなくなる。給付つき税額控除は、税制に社会保障給付を織り込もうとするプランである。確かに「税と社会保障の一体改革」は口当たりのよいキャッチである。だが、一体化で納税手続をあえて複雑することには大きな疑問符がつく。社会保障と税金とを分離する現行の仕組みの方が「簡素」だからである。

(菊池) アメリカは給与所得者を含め全員確定申告する国。わが国は、年調で終わる給与所得者が大多数だ。零細事業者や年金生活者は確定申告が必要。こうした国で、どういった層をターゲットに給付（還付）つき税額控除の対象にしようとしているのだろうか。アメリカでは、給付つき税額控除申告者の25%程度が過誤申告で、税務調査のターゲットになるとのことだが。

(石村) わが国では零細事業者や年金生活者向けの申告支援の整備が遅れている。アメリカでは様々な税務支援プログラムが組まれ、大量の申告支援ボランティアが申告支援にあたっている。納税者が、無償の申告支援が利用できない状況で、わが国で給付（還付）つき税額控除を導入したら、納税者の権利は風前の灯になるのではないか。

(菊池) わが国では、課税庁のスタンス、文化を、「課税庁ファースト」から「納税者ファースト」に変える納税者権利憲章（法）の制定は遅々として進んでいない。また、国税が設けていている納税者支援調整官（全国74人）も、『名ばかりオブズパースン』で、その活動実態はよくわからない。使い勝手もとても悪いようだ。国会で調整官の存在意義を問われたが、政府はまともな回答をしようともしない。調整官の刷新は待ったなしの課題である。

【わが国での納税者権利憲章（法）+納税者オブズパースンのパッケージ】

✖官製の納税者権利憲章（法）はなし

○納税者支援調整官はいるが、全国にたった74人

(石村) 一方、アメリカは、納税者権利憲章（法）を制定する【TC フォーラム研究報告 2020 年 1 号】とともに、IRS 納税者権利擁護官サービス（TAS）は、2,200～300 人前後の職員が全米で独立して納税者の権利擁護の支援にあたっている。年間 30 万件もの苦情処理にあたっている【TC フォーラム研究報告 2020 年 3 号】。

【アメリカでの納税者権利憲章（法）+ 紳税者オンブズパースンのパッケージ】

- 紳税者権利憲章法を制定している。
- IRS 紳税者権利擁護官サービス（TAS=Taxpayer Advocate Service）は全米に 2,200～300 人いる。

(石村) まさに、「給付（還付）つき税額控除」導入を叫ぶ政治家や政党は、空念仏を唱えるのには熱心。だが、給付（還付）つき税額控除導入には、どんなインフラ整備が必要なのかの認識をおおむね欠いている。

PIJ は、全国民の金融プライバシーを丸裸にし、国家（課税庁）が背番号（マイナンバー）で一元監視する複雑怪奇な「給付（還付）つき税額控除」に賛成するわけにはいかない。

(菊池) 政治は、税制のグランドデザイン、プランづくりでは、とかく「言うだけ番長」になりがちだ。

政治がアイディアを出すのはいい。だが、制度設計では役人に丸投げ常態なのは大きな問題だ。

(石村) 丸投げの結果、政治がコントロールできないモンスター【怪物】になってしまっている課税の仕組みも少なくない。

(菊池) 給付（還付）つき税額控除導入を叫ぶ政党や大半の政治家は、無償の申告支援の必要性など考えたこともないのではないか。

(石村) 私もそう思う。政治は、税制つくりを行政府の役人へ丸投げすることに慣れ親しんでいる。だが、丸投げ大好きのスタンスだと「納税者ファースト」の仕組みにはならない。「課税庁ファースト」の仕組みになるのを避けられない。このことを政党や議員が自覚できていないと、給付（還付）つき税額控除は国民・納税者の資産監視の制度に成り下がるのは目に見えている。今まさに、その崖っぷちに立たされている。私たち国民・納税者は、政治の「給付（還付）つき税額控除万歳」の大唱和で、マインドコントロールをかけられてはいけない。「給付（還付）つき税額控除」パンデミックを終息させないといけない。「こんな當時プライバシー侵害の複雑な税制は要らない！」

(菊池) 石村代表、非常に先見性のある数々の指摘に感謝申し上げる。

読者投稿

「高齢者」を新たな「内なる敵」とする愚政ではダメです！

（東京都、税理士）

◆イソップの「アリとキリギリス」の話は大事

いつも CNN ニュースを拝読しています。タイムリーな記事満載で、編集者も頑張っているなあ～と感心しています。ありがとうございます。

最近の政治の動きで、とても気になることがありました。で、投稿します。

日本では、歴史的に「内なる敵」をつくり出すことで、集団の一体感や秩序を維持してきました。江戸時代のえた・ひにん差別。関東大震災（1923 年）直後に発生した朝鮮人虐殺事件。戦後の優生保護法など。最近は外国人。そして、今度は「高

齢者」がターゲットです。

維新をはじめ、いくつかの政党は「高齢者いじめ」政策のオンパレードです。

「湿布を保険適用外にする」とか…。チマチマ、いじめるわけです。しかし、だれでもいずれ老いるのです。それに、高齢者いじめをし過ぎると、介護する若者などにもそのしわ寄せが及びます。

政府は、湿布を含め OTC 類似薬の保険適用除外にする。これで、国民全体の医療費自己負担は年間で約 1,100 億円増加する計算になるようです。

日本がアメリカから購入するとすれば米空軍の

最新鋭ステルス戦略爆撃機「B21 レイダー」は1機およそ7億5000万ドル（約1,125億円）といわれます。円安が続けば価格はもっと高くなります。経済感覚が要ります。

いずれにしろ、高齢者いじめの湿布の保険適用外で浮く出費は多く見積もっても「最新鋭ジェット戦闘機、一機分程度では？？」

もちろん、通院し放題など、医療機関が隠居場、デイサービスセンターになるような常態はダメです。高齢者にも自戒が必要です。

それから、イソップの「アリとキリギリス」の話を思い出してください。人間社会にも、若い時に一所懸命に働いて老後に備えてきた人と、そうでない人がいます。アリの負担を重くし、キリギリスには負担を求めるあるいは軽くする政策は解せません。

金融庁は2019年に「年金だけでは老後はくらせない。平均的な夫婦で、老後30年生きたとしても最低2,000万円は必要。それは自分で工面しなさい。」とPRしました。最近の物価上昇は年3%を軽く超えます。新政権は低金利の積極財政とか？ばら撒き大好き、イケイケドンドンの経済政策は、円安を招きます。物価はもっと上がっていくでしょう。2,000万円では絶対に足りないでしょう。

正直者がバカを見る政策は、若い人たちによい影響を与えないと思います。むしろ働きアリを優遇する、あるいは現在のようにアリもキリギリスも負担は同じ程度でよいと思います。老後を考え備蓄を増やした働きアリの富や所得を政府が監視する。そして、各種保険料の負担を急変させる政治は、「保険契約の信頼性」を傷つけます。それに、市場競争、資本主義の健全な発展につながりません。まさに「愚政」です。

「若者はもちろんのこと、高齢者も大事にする政治！」を進める政治家が求められています。「あまりにも高齢者いじめをし、高齢者を差別する政策にストップ！」をかける政治家が求められています。超高齢化社会では、高齢者と若者との共生・共助、「ボランティア／助け合い」の精神を声高に説く政治家が求められます。

◆ 「悪法も法なり」でいいのか？

今も昔も、独裁者は既存のルールの活用からスタートします。彼らは、やたらと「法の支配（rule of law）」を呼びます。ところが、ここで呼ばれ

る「法の支配」は、「悪法も法なり」のルールです。悪法でも守らない者には制裁を科すのスタンスです。

欧米では、こうした考え方を、「独裁的法治主義（オートクラテック・リーガリズム／autocratic legalism）」と呼ぶようです。新聞に書いてありました。

独裁的法治主義に走ったのは、かつてのナチス・ドイツだけではありません。トランプ2.0政権も同じです。この政権では、もう使われなくなった古い法律を持ち出します。そして適用の理由をつけて大統領令を使って頻繁に法執行をしようとします。「法の支配」を旗印にすると、大衆は疑いをいだかなくなる、あるいは黙る、と見ているからです。

新たに誕生した高市政権もそんなスタンスに近いのではないかでしょうか。スパイ防止法、国旗毀損罪、そのうち以前提案だけに終わった靖国神社国家護持法、不敬罪（1947年廃止）復活などが目白押しになるかも知れません。

先般、ある会合に出ました。そこでは、弁士の人が「もうリベラル・民主主義の時代は終わった。保守、強いリーダーに結集する時代だ！」と唱えるのです。違和感を覚えました。しかし、自分は、誘われて『カルト教団の集会』に迷い込んだ子羊のような存在です。終わるまでじっと我慢の子でした。

「権利の法」は要らない。憲法から「権利の規定は削除する」。そのための憲法改正をして「義務の法」を徹底しよう。他国に戦争を仕掛ける国にしよう。そんなことらしいのです。

どの時代でも、大衆は、右に左に、と大きくスイング（大揺れ）するものです。今、わが国の大衆や政治は大きく保守にスイングしています。極端に右ブレしたアメリカのトランプ2.0政権の影響もあると思います。一方で、オランダのように、大衆がようやく極右ポピュリストのマインドコントロールから脱した国もあります。ヨーロッパでの「リベラル・民主主義（Woke liberals）、冬の時代」が終わりに近づいているのでしょうか。

◆ トランプ流の「力による平和」の是非

政治2世でない女性宰相が出たことは、すばらしいことです。でも、鬼畜米英のプロバガンダで散った兵士を祀る神社参拝を忌避し、来日したトランプ氏の脇でピョンピョン子ギャルのように跳

ね回るのはいかがと思います。宰相にはそれなりの品格が求められます。それに、中国と軋轢を生む言動は慎まないといけません。若者を犠牲にする進軍ラッパを吹いてはいけません。「愛国無罪」のトーンのネトウヨの声を代弁しているだけでは宰相は務まりません。隣国とは、「平和ファースト」でないといけません。政治の世界では「曖昧」戦略はとても大事です。言葉選びを慎重にしないと、国際交流ストップで、国民全体が内向きになるからです。トップはもっと隣国との歴史を勉強しないといけません。再び真珠湾攻撃のような無茶を繰り返してはいけません。ポピュリズム、人気取りで外交をしてはいけません。

美人ママのいるスナックに永く通い続けるには「好き♥」とはっきり言わない、「曖昧」がコツです。当のママも「嫌い！」とはっきりいわない、「曖昧」が、零細な水ビジネスを続けるコツです。刃物を持ち出すかも知れない客相手ではなおさらです。距離感が大事です。外交も同じです。

◆戦争ビジネスは要らない

トランプ氏は「商人」です。英語でいうと「ビジネスマン」です。彼は、戦争によって商売／ビジネスがストップするのは大嫌いです。一方で「力による平和」を唱えます。武器を売る「死の商人」になっても、商売が成りたてば、彼にはサクセスストーリーになるわけです。

トランプ氏が訪れた地元・横須賀出身の小泉防衛相も、パフォーマンス政治大好きタイプに見えます。「コメ」から今度は「クマ」にターゲットを変える。で、「力によるクマ退治」で、サクセスストーリーつくりに走る。とってもハッピーです。経験不足でも、親の七光りで何とかやってきています。役人から見れば、業しやすいタイプかも知れません。

ただ、「日米の黄金時代」の気合で、アメリカからいわれるまま、大量の高価な武器の爆買いはダメです。2025年度の防衛費は約8.5兆円です。アメリカが求める対GDP3.5%に必要なカネは21.6兆円です。

消費税1%で税収は約2兆円。2025年度分の消費税収は25兆円弱。現在、消費税収は社会保障4経費（年金、介護、医療、子ども・子育て支援）に充てることになっています。仮に防衛費の財源を消費税で賄うとすると税率20%にしても足りなくなります。すでにふれたように、米空軍

の最新鋭ステルス戦略爆撃機「B21 レイダー」は1機およそ7億5000万ドル（約1,125億円）といわれます。円安が続くと価格はもっと高くなります。もう平和憲法は完全に壊れてしまっています。

それに高性能・高価な武器でもすぐに旧式になります。頻繁なバージョン・アップで、血税の垂流しを止められなくなります。アメリカ独り占めのさまざまなデジタル製品と同じです。グーグルやマイクロソフトなどビッグテック（巨大IT企業）が開発・販売するソフトやアプリに払う使用料は巨額です。6兆円を超えるようです。ビッグテッ



(Public use)

クがいかに濡れ手に粟でどれくらいの大金を手にしているかがわかります。なぜならば、国中の生活者が観光公害に耐えながら上げるインバウンド消費額は8兆円程度だからです。

■わが国の年間デジタル赤字額とインバウンド消費額（2024年度）

デジタル赤字額	6兆円超
インバウンド消費	8.1兆円

（図はCNN編集局追加）

いずれにせよ、日本の政治家は、トランプ氏をお世辞と過度におもてなしをするのはやめないといけません。とても心変わりが激しい御仁です。それに、大統領が変われば、政策もガラリと変わることもあるからです。高くつくことになります。

◆超小粒揃いのポピュリスト政策

わが国での女性トップの誕生、歯切れのよい防衛相の登場にはフレッシュ感があります。魅力的に映り、若者の内閣支持率もうなぎ上りです。大衆は「ドロドロのおっさん政治」に飽き飽きしているからでしょう。でも、政権の賞味期限はとても短くなっています。新たなコンビも、いつまで持つかはわかりません。

片や、わが政界では一夜城を築き、遊撃を繰り

返すポピュリストが闊歩しています。ただ、いずれの主張も小粒です。化石燃料への暫定税率廃止ファーストでCO2対策は置き去り、地球温暖化をラストにする。年収の壁引上げファーストで、物価スライド所得税制導入のような大胆なチャレンジはしない。

大半の政治家は、税制改革目標の1つである「簡素」など頭の中にはないのです。税革を役人任せにしてきたからでしょう。消費税のインボイス制度や、給付（還付）つき税額控除のような「複雑」な税制が「公平」で問題はないと思っているわけです。税制をもっと簡素にし、事業者や生活者のコンプライアンスコスト（徴税費／納税協力費）を最小にするアイディアがないのです。

不正義な政策でも、いったん一定の政治の流れができると、止めるのは至難です。太平洋戦争と同じです。

「コメ券を配る？」。そんなコスパの悪い農相のアイディアはもういい加減にして欲しいです。庶民が手にする金券の額より、配付コストの方が高くなるのは誰にでもわかることです。またぞろ、アベノマスクの二の舞を踏むのはやめましょう。



(Public use)

◆ 「人間は存在するだけで価値がある」の教え

「この国の形をどうするか？」 「この国は大国を目指すのか？あるいは、適正規模の人口で、効率的な国家を目指すのか？」 政治には、こうし

た大きな政策課題を取り上げて欲しいと思います。直接集票につながらないかも知れません。しかし、SNSで自らの不平・不満、他人への批判をばら撒く超小粒の政治家だらけです。これでは、この国の先行きは見えてきません。

この国の1人あたりのGDPは、25年前の2000年には世界第3位でした。しかし、いまや世界38位（2025年）です。SNSの普及、衆愚とポピュリズムの連携で、この国がますます混迷するかも知れません。でも、これ以上、駆け足で衰退して欲しくないです。

国民全員がハッピーになれる政治はないと思います。でも、大衆の不満が過激なポピュリズム政治崇拜につながらないようにすることは大事です。SNSで拡散される似たような言論、「エコチーバー」によるマインドコントロール、「ポピュリズムのぬかるみ」から抜け出さないといけません。

新自由主義、エリート・ファーストの政治姿勢や政策が目につきます。結果、格差の固定化や独居世帯の増加などに伴い孤独を感じる人が増えています。これが、自殺や無差別テロのような犯罪が増える原因にもなっています。

こうした不幸を防ぐためのキーワードは、「人間は存在するだけで価値がある」です。この言葉は、障害を抱えている人、さまざまな理由で生産活動に貢献できない人など、社会的に「弱者」と見られる人たちも含め、どんな人にも生きる意味があるという教えです。こうした教えを実践する政治や政策が求められます。保守か、リベラルかを問わず、こうした教えを忘れた政治家が闊歩する国になって欲しくないです。

「甘い！」と叱られるかも知れませんが？

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-iikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2026.1.1 発行 CNNニュース No.124

編集及び発行人

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140-4-169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・税と社会保障は分離しておいた方がセーフティネットにつながる。オール電化は災害時に弱い。電気とガスは別建ての方がベターか？税革の「公正」目標は大事だが、「簡素」「効率」も考えないと。確かに「給付（還付）つき税額控除」は複雑すぎ、コスパが悪い。「税」と「給付」は別建てが「簡素」「効率」に資する。(N)